

官報 号外

平成九年六月十六日

○第四百四十回 参議院會議録第三十六号

平成九年六月十六日(月曜日)

午後三時二分開議

○議事日程 第三十六号

平成九年六月十六日

午後三時開議

第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

議院提出)

○本日の会議に付した案件

一、元議員塚田十一郎君逝去につき哀悼の件

一、日程第一

一、電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、金融監督庁設置法案(内閣提出、衆議院送付)

一、金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。

さきに院議をもって永年在職議員として表彰さ

平成九年六月十六日 参議院會議録第三十六号

れました元議員塚田十一郎君は、去る五月二十三日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。

つきましては、この際、院議をもって同君に対し弔詞をささげることといたしたいと存じます

が、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

弔詞を朗読いたします。

〔総員起立〕

参議院はわが国民主政治発展のため力を尽くされ特に院議をもって永年の功労を表彰せられさきに内閣委員長沖繩及び北方問題に関する特別委員長等の要職に就かれた元議員正三位勲一等塚田十一郎君の長逝に対しつしんで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。選挙制度に関

する特別委員長武田節子君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔武田節子君登壇、拍手〕

○武田節子君 ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、選挙制度に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地方選挙の投票率の向上及び選挙管理費用の節減に資するため、同一の地方公共団体の議会の議員及び長のうち、一方の任期が他方の任期満了の前日九十日以内に満了する場合に、議員の任期満了による一般選挙と長の任期満了による選挙を同時に行うことができることとするもの等であります。

委員会におきましては、衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員長代理柳本卓治君より趣旨説明を聴取した後、選挙期日の統一と地方自治との関係等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して橋本委員より反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(斎藤十朗君) この際、日程に追加して、電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。通信委員長洲上貞雄君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔洲上貞雄君登壇、拍手〕

○洲上貞雄君 ただいま議題となりました電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、サービスの貿易に関する一般協定の第四議定書の実施に伴い、第一種電気通信事業の許可及び電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局等の免許について、それぞれ外国人等であることを欠格事由としないこととするものであります。

委員会におきましては、WTO基本電気通信交渉の経緯、本改正が情報通信産業に与える影響等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より本法律案に対し反対する旨の意見が述べられました。

元議員塚田十一郎君逝去につき哀悼の件 公職選挙法の一部を改正する法律案

電気通信事業法及び電

討論を終わり、採決の結果、本法草案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(斎藤十朗君) この際、日程に追加して、金融監督庁設置法案

金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

及び

特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。行財政改革・税制等に関する特別委員長遠藤要君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(遠藤要君登壇、拍手)

○遠藤要君 ただいま議題となりました三法案に

つきまして御報告申し上げます。

まず、金融監督庁設置法案は、市場原理を基軸とした透明かつ公正な金融行政への転換に資するための金融行政機構改革の一環として、銀行業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等に対する検査、その他の監督及び証券取引等の監視に関する事務を行わせるため、総理府の外局として金融監督庁を設置しようとするものであります。

次に、金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案は、金融監督庁設置法の施行に伴い、総理府設置法その他の行政組織に関する法律及び銀行法、保険業法、証券取引法その他の関係法律について所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、以上の両案を一括して議題とし、橋本内閣総理大臣の出席を求め、企画・立案機能と検査・監督機能の分離の目的、金融監督庁に対する大蔵省の影響力の排除、検査体制の充実強化方策、野村証券、第一勧業銀行、日産生命問題等について質疑が行われ、また、参考人からの意見聴取を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑が終わりまして、両案に対し、民主党・新緑風会の齋藤理事より、金融監督庁を金融庁に改めるとともに、任務並びに所掌事務及び権限を拡大すること等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、平成会を代表して今泉理事より原案及び修正案に反対、自由民主党を代表して松谷理事より原案に賛成、修正案に反対、民主党・新緑風会の峰崎委員より原案に反対、修正案に賛成、日本共産党を代表して吉

川理事より原案及び修正案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、修正案は否決され、金融監督庁設置法案及び金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案は、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案に対し、七項目から成る附帯決議を行いました。

次に、特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律案は、特殊法人の財務内容の公開の推進に資するため、財務諸表等の作成、公告及び一般の閲覧等について関係規定の整備を行うものとしてあります。

委員会におきましては、特殊法人の連結決算導入の必要性、特殊法人見直しと政府の対応等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑が終わりまして、日本共産党の吉川理事より特殊法人について連結貸借対照表及び連結損益計算書の作成及び公開等の義務づけを内容とする修正案が提出されました。

次いで、採決の結果、修正案は否決され、本法草案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) ただいま委員長報告があり、また議案のうち、金融監督庁設置法案及び金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。阿曾田清君。

(阿曾田清君登壇、拍手)

○阿曾田清君 私は、平成会を代表して、ただいま議題になりました金融監督庁設置法案、金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に反対の立場から討論を行います。

金融は産業の血液であり、預金者、投資家を通じて集められた資金の円滑な循環と決済機構の安定は、国家存立に欠くことのできない基盤をなすものであります。

今回の法案提出の背景には、今日、次々に明るみに出る組織的な金融不祥事を防止し、再発させない業界の環境をつくるべきという強い国民世論の要請があります。そして、急速な金融技術の革新に対応し、特異な金融規制を解き放つことで、自由で国際水準にかなう金融制度を早急に築くことにあります。すなわち、金融サービス業全般を視野に入れた抜本的な金融改革を断行し、名実ともに自由主義先進国家たらしめる産業界の要請にこたえることが金融監督庁設置の目的とするところでありましょう。

しかしながら、国民の血税を投入せざるを得なくなった住専問題、他国の行政当局におくれをとる金融行政、組織ぐるみで預金者から集めた預金を不法者に流す疑いを持たれる銀行あるいは証券会社、失政や不祥事は後を絶ちません。再発防止、未然抑制の期待に対して、検査・監督の分離を図ることだけで解決策として果たして有効なものでありましようか。市場原理に基づく金融事象の独自性を真つと認め、財政と企画・立案まで含めた金融行政の分離を図ることで、効率的で機能的な行政組織をつくるこそが今求められている金融行政の姿なのではないでしょうか。

政府案は、こうした要請の趣旨にかなうものではなく、むしろ大蔵省の行政権限の拡大強化を推し進める内容に色濃く彩られたものとなっており、

そこで、反対の理由を申し上げます。

まず第一に、金融行政の独立の世論に反し、企画・立案部門を大蔵省に残した姿で検査・監督部門のみを切り離して設置されていることであります。

一方で、検査・監督機能の独立を図るとしながらも、手足となる地方部局を大蔵省にゆだね、さらに免許権、認可権等を総理大臣に移しながら、検査・監督に関するすべての省令を大蔵省との共同省令としているように、新設の監督庁の独立を欠くものであります。

また、検査・監督の専門性の充実を図るとしながらも、人材登用、検査行政の充実に向けた施策はなく、さらに透明な行政を目指すことを掲げるものの、不透明な通達指導を改めるという姿勢も見えませんが、加えて、独立性、専門性を欠く監督庁への信頼性は失われてしまっており、大蔵省とは細い糸で結ばれていい関係と言われているが、私には赤い糸で結ばれた深い関係としか見えません。

例えば、免許を付与する総理大臣が、免許の申請様式に至るまで大蔵省に相談を求め、監督権限を発動するにも事前協議、連絡、通知に終始するという権限の不明朗な分配、あるいは常時監督に当たる監督庁の頭越しに資料を求める新たな権限など、かように新設の監督庁の進退を大きく阻む不徹底さが顕著にあらわれております。

第二に、政府案は、専ら現状の維持に努めるばかりで、今直ちに求められている行政改革の期待に逆行しているというところであります。

本来求められている監督庁の姿は本格的と称する省庁再編まで先送りされております。効率的でスリムな行政機構を構築することが行政改革の趣旨であります。現行の行政制度の枠が温存された形での監督庁設置では国民の期待に沿ったものとは思えません。

第三に、人の問題であります。

もとより、制度の改廃の真髄は、それを担う人の心に込められた崇高な理念が伝わるかによって試されるところであります。しかしながら、新設の金融監督庁は、人事権の独立すら担保されたものではなく、母体である大蔵省幹部のノリ・リ・ター・ルールは原則としてさへも定められず、さらに地方部局は大蔵省との二元的な管轄構造を持ち、従来から指摘され、批判のやむことのない大蔵省の官庁支配の構造をむしろ拡大させる内容を持つものであります。

第四に、あわせて進められる監督庁設置と密接不可分の行政施策の内容の不明確な点であります。

検査・監督の内実をなす早期是正措置の発動基準には各種の行政裁量が残され、一九八五年のブラザ合意に始まる金融自由化の規制緩和は、十二年を経てもなお国際基準の追従を目指す議論にとどまっております。自由化を切望する市場に対し、権限に恋々と執着する相も変わらぬ行政姿勢が金融不祥事の温床であると考えざるを得ません。

以上が政府案に反対する主な理由であります。最後に、抜本的な行政改革を早急に実現し、財政と金融の分離を明確にし、公正で透明な金融行政、自由で安心できる国民こそ望むべき期待にかなう金融システムが早期に確立されることを願って、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 永田良雄君。

(永田良雄君登壇、拍手)

○永田良雄君 私は、自由民主党及び社会民主党・護憲連合を代表して、内閣提出の金融監督庁設置法案及び金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に賛成の立場から討論を行います。

住専問題の処理を通じて金融機関に対する信頼が揺らぎ始め、ひいてはそれが国民各位から、これまでの大蔵省の金融行政に対し、大変厳しい批判に発展したところでございます。

すなわち、護送船団方式という保護行政の中にあって、政策決定過程やルールの適用に不透明なところがあるということ、また、責任の所在が不明確であるといった批判でございます。一方、金融の技術革新に伴い、業態間にまたがるさまざまな新しい金融サービス商品の出現や金融市場のグローバル化など、金融を取り巻く環境は極めて速いスピードで変化しているところであります。

これらの批判を真摯に受けとめるとともに、激動する時代の変化に的確に対応し、国民に信頼される金融行政を確立することは、今後の我が国経済にとって極めて重大な課題であります。

現下の金融行政については、金融機関の不良債権問題の早期解決に努めるとともに、フリー、フェア、グローバルという三原則にのっとり、我が国の金融市場をニューヨーク、ロンドンと並ぶ

国際金融市場とすることを旨とし、いわゆる日本版ビッグバンを実現することが急務とされるところであります。こうした金融システム改革を促進するためにも、これに対応し得る金融行政を早急に確立する必要があります。

政府案は、こうした課題に適切に対処するため、民間金融機関等に対する検査・監督という執行面の機能を総理府設置の金融監督庁が担い、企画・立案という政策面の機能を大蔵省が分担することにより、市場規律を基軸とした透明かつ公正な金融行政への転換を図るという明確な理念に基づく機構の改革であります。

今後の金融行政については、まず第一に、金融機関の自己責任原則を徹底することとし、その上でデリスクロージャーの拡充を図らなければなりません。行政は、このような市場規律を補完するものとして、事後チェックを中心として検査・監督機能を発揮していくことが必要であります。具体的には、客観的な指標に基づく新しい監督手法である早期是正措置の確かな運用やリスク管理体制の検査によるチェックの充実を図ることが求められております。新たに設立される金融監督庁はこうした新たな金融行政の任に当たるものであります。

また、政府案は、金融機関等の破綻処理においては、信用秩序の維持を図るため、検査・監督を担う金融監督庁長官と企画・立案を分担する大蔵大臣が明確な役割分担のもとで必要に応じ連携をとり、迅速かつ的確な対応を図ることとしており、金融危機管理に万全を期するものと考えます。

大和銀行事件を初めとして、最近では野村証券

や第一勧業銀行が総会屋グループへの利益供与を行い、さらに第一勧業は大蔵検査でも虚偽報告をしたという不祥事が報じられております。

こうした有力な都銀や証券会社の不祥事は、国民の金融機関に対する信頼を著しく害するともに、我が国金融機関全体の国際的な信頼度を著しく低下させるものであります。自己責任原則はまさに自由、自主性を尊重するがゆえに、市場の制裁を受ける、そして市場によって罰せられるというのを金融機関は肝に銘じる必要があります。

政府案により新たに設置される金融監督庁が、民間金融機関等に対する検査・監督を専門的に行う機関として、検査・監督事務をルールに基づき厳正かつ的確に遂行し、その機能を適切に発揮していくことにより、国民のみならず国際的にも信頼される日本の金融行政が実現することを切に期待いたします。私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 斎藤勲君。

(斎藤勲君登壇、拍手)

○斎藤勲君 私は、民主党・新緑風会を代表して、議題となりました内閣提出の金融監督庁設置法案及び金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に反対の立場から意見を申し上げます。

金融ビッグバン時代の透明で公正な金融行政への改革を目指す今回の金融行政機構改革は、橋本内閣の六大改革の第一弾となる重要な意義を持つものであります。しかし、政府案は、本院における審議でも重ねて深刻な利益相反が指摘された財政と金融の分離が中途半端に終わっています。信用秩序の維持のみならず、取引所や業界団体の監

督、はしの上げおろしのような金融監督に付随する規則や通達の類まで引き続き大蔵省が関与するということでは、果たして改革の名に値するのでしょうか。

金融の企画・立案と検査・監督の間ではなく、まさに財政と金融の間にこそメスを入れるべきであります。資源の配分を政治的に決定しようという財政の論理から、金融行政を組織的にも明確に分離することが、金融に市場原理と自己責任原則を貫徹するための基盤となるのであります。

残念ながら、本日の行財政・税制改革特別委員会でも否決されましたが、民主党が提出しました修正案では、金融の企画・立案も含めて金融行政全体を総理府に移管し、検査・監督行政とそれに密接に関連する企画・立案の事務を金融庁に一本化しようという提案をしました。

日本銀行や預金保険機構など信用秩序維持に関する機関も金融庁に移管し、金融庁長官には三年間の任期中の身分を保障して、高い独立性を持って職権を行使できるものとします。そうすれば、仮に大地震など突発的な要因で金融危機が発生した場合にも、信用秩序の維持のために、政府案のように一々大蔵大臣にお伺いを立てずとも独自の判断で機動的な対応ができるのであります。

また、住専問題などで指摘された金融検査・監督の縦割り行政の弊害は政府案では放置されたままです。金融は、融資構造全体を把握してその抱えるリスクを分析しなければ正確な実態はつかえません。金融検査は一元化して効率的に融資の全体像が把握できるようにしていくことが必要ではないでしょうか。

住専問題では、大蔵省と農水省の局長が覚書を

結び、問題の処理を先送りして傷口を広げたことが縦割り行政の弊害として批判されました。不良債権の適切な処理を金融機関に求めるのは金融行政の基本です。少なくとも、金融業務に関しては、監督権限を一元化して責任の所在を明確にすることが行政の責任ある対応を促す基盤になると考えます。

民主党の提案では、監督権限の一元化に合わせて、金融庁長官が事業官庁の大臣に重要な検査結果を報告し、業務停止命令等の処分に際しては事前協議を義務づけて、政府部内で所要の調整を行えるようにしています。こうした体制を整備すれば、政府案のように金融監督庁と事業官庁の共管を続ける必要はないものと考えます。

さらに、政府案では、金融監督庁は目前の地方組織も持たず、大蔵省の財務局等に検査・監督権限を委任することとしています。大蔵省と金融監督庁の人事交流も引き続き行われるようであります。これでは、金融監督庁が大蔵省の植民地のようになってしまうおそれさえあります。金融行政機関が目前の地方組織を整備することは、市場監視の体制を整備し行政の質的な改革を進める上で極めて重要であります。人事についても、出身官庁には戻さないというノーリターンルールを原則とした運営を行うことで、金融行政のプロを育成し、国際的にも信頼される一流の金融行政機関をつくっていくことができると考えます。

橋本内閣が、中央省庁の再編成に本格的に取り組むというのであれば、金融監督庁についても民主党の提案のとおり行政改革の進展状況を踏まえて、適切な時期に法律を見直すのは当然のことと考えます。

以上、申し述べましたとおり、私たちは、金融ビッグバン時代に対応した金融行政の抜本的な転換を図るには、民主党の提案している金融庁を実現する以外にないと考えております。政府案のような中途半端な改革でお茶を濁しているだけでは、我が国がますます金融市場で国際的な信用を失っていくであろうことを強く訴えるものであります。

終わりに、このたびの野村証券、第一勧業銀行の両金融機関にまつわる事件は、その実態が明らかになるとともに、次々と幹部が逮捕されるに至り、国民の金融機関への不満、不信は頂点に達しています。加えて、日産生命保険の業務停止は、直接の契約者のもとより全生保契約者まで不安が広がっています。日本版金融ビッグバンを前にして、政府は、預金者、契約者の保護を大前提にしたより積極的なデリスクロージャーを進め、信頼される金融システムづくりに努力されることを強く訴えて、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 笠井亮君。

(笠井亮君登壇、拍手)

○笠井亮君 私は、日本共産党を代表して、金融監督庁設置法案及び金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対して、反対の討論を行います。

今日、金融制度の改革にとって、大蔵省と大手金融機関の癒着の構造を断ち切り、金融機関の公共性を重視した監督・監視体制を確立することが喫緊の課題であります。ところが、本法案はこれにこたえるものになっておりません。

反対する理由の第一は、これまでの金融行政と検査・監督機能に対する国民の厳しい批判を受け

て、本法案により金融監督庁を設置しようとしていますが、それが金融機関に対する検査・監督体制を強化することにつながるものでないからであります。

今、国民の怒りが沸騰している野村・第一勧銀不祥事でも、政府は、長期にわたる腐敗を見逃した大蔵省の検査・監督体制に問題があったことを審議の中で認めながら、結局、その点での積極的な再発防止策を示し得ませんでした。この際、大手銀行・証券会社に対する集中した特別検査を実施すべきという要求に対しても、政府は銀行の自主的な調査に任せる態度に終始しました。このままでは第二、第三の野村・第一勧銀事件が発生する可能性を閉ざすことはできません。

しかも、今後、政府が進めようとしている金融制度改革によって、日本の金融市場が世界的規模での激しい弱肉強食の荒波に巻き込まれ、巨大金融機関の支配力が一層強化される一方、中小金融機関の整理淘汰が激烈に展開されることは必至です。そのもとで、金融監督庁は巨大金融機関の活動をチェックできるような強力な体制にもなっておりません。

これらのことに手をつけず、大蔵省から検査・監督部門を分離しただけで問題が解決しないことは明白であります。

第二の理由は、金融監督庁が、預金者を初め消費者の保護を図ること等を主たる任務と規定しながら、その消費者保護については、金融機関の経営の健全化を通じて守られるというだけで、本法案には直接に消費者を保護する規定がないという矛盾したものであります。

金融再編が急速に推し進められ、銀行倒産が言

われる時代に、預金者等の不安が広がっています。また、バブル崩壊以降、金融機関による消費者被害が激増しており、特に銀行による過剰融資は自殺者まで招く惨劇を生んでいます。今後のいわゆる日本版ビッグバンによって一層の被害が予想されています。

政府は、現に起きている消費者被害についても、自己責任原則を言うだけで、被害の実態調査もせず、必要な法整備や被害者救済の体制づくりも先送りするというものでしかありません。参考人質疑でも明らかになったように、グローバルスタンダードを言うなら、消費者保護行政も世界の進んだ規制は取り入れるべきなのに、これでは消費者が保護される保証は全くありません。

さらに、金融監督庁の検査結果は公開されず、ディスクロージャーが強調されながら、公開される情報は一般消費者には直接役立たないもので、強力な情報力を持つ金融機関を圧倒的に優位に立たせるものであります。

第三に、金融監督庁が実際にやることは、消費者、国民の立場から金融機関への監督・監視を強めるものでなく、いよいよ実施の段階に入った日本版ビッグバンによって国際化の大波にさらされる金融機関が、その自己責任において経営の健全性を図ることに資する検査・監督の体制を整えようとするものでしかありません。

不良債権処理や日本版ビッグバン推進における適者生存の時代に予想される、経営危機に陥り破綻する銀行をどれだけ救済するかという課題にこたえようというのが本法案であります。

最後に、私は、野村・第一勧銀事件など後を絶たない金融不祥事の徹底説明と根絶のための措置

の具体化、消費者保護行政の確立、さらに、政財官の癒着の根本にメスを入れる情報公開、天下り禁止、企業・団体献金禁止の法整備を重ねて強く求めて、討論を終わります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。まず、金融監督庁設置法案及び金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。よって、両案は可決されました。

次に、特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 給員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

小山 峰男君 魚住裕一郎君
渡辺 孝男君 末広真樹子君
山口 哲夫君 釘宮 繁君
福本 潤一君 大森 礼子君
椎名 素夫君 矢田部 理君
北澤 俊美君 西川 玲子君
山本 保君 加藤 修一君
江本 孟紀君 益田 洋介君
平田 健二君 林 久美子君
和田 洋子君 鈴木 正孝君
菅川 健二君 市川 一朗君
水島 裕君 岩瀬 良三君
小林 元君 石田 美栄君
山崎 順子君 都築 謙君
荒木 清寛君 浜西津敏子君
直嶋 正行君 寺澤 芳男君
統 訓弘君 武田 節子君
長谷川 清君 牛嶋 正君
泉 信也君 白浜 一良君
勝木 健司君 猪熊 重二君
星野 明市君 木暮 山人君
広中和歌子君 片上 公人君
及川 順郎君 石井 一二君
鶴岡 洋君 永野 茂門君
長谷川道郎君 芦尾 長司君
水野 誠一君 上吉原一天君
長尾 立子君 常田 享祥君
奥村 展三君 堂本 暁子君
岩永 浩美君 大野つや子君
山崎 力君 高野 博郎君
阿曾田 清君 田浦 直君
武見 敬三君 谷川 秀善君

海野 義孝君	戸田 邦司君
高橋 令則君	今泉 昭君
鈴木 政二君	小山 孝雄君
北岡 秀二君	龜谷 博昭君
風間 昶君	横尾 和伸君
山下 栄一君	平野 貞夫君
鴻池 祥肇君	石渡 清元君
鎌田 要人君	清水嘉与子君
寺崎 昭久君	木庭健太郎君
足立 良平君	田村 秀昭君
二木 秀夫君	松浦 孝治君
野沢 太三君	永田 良雄君
平井 卓志君	林 寛子君
吉田 之久君	大久保直彦君
鈴木 省吾君	世耕 政隆君
林田悠紀夫君	西田 吉宏君
服部三男雄君	上野 公成君
岡 利定君	依田 智治君
山本 一太君	三浦 一水君
松村 龍二君	保坂 三蔵君
平田 耕一君	塩崎 恭久君
吉村剛太郎君	溝手 顯正君
山崎 正昭君	加藤 紀文君
中島 真人君	狩野 安君
関根 則之君	尾辻 秀久君
矢野 哲朗君	松谷倉一郎君
佐藤 静雄君	野間 耕君
南野知恵子君	鹿熊 安正君
陣内 幸雄君	斎藤 文夫君
中曾根弘文君	石川 弘君
須藤良太郎君	片山虎之助君
成瀬 守重君	吉川 芳男君

竹山 裕君	青木 幹雄君
下稻葉耕吉君	上杉 光弘君
宮崎 秀樹君	久世 公麿君
杏掛 哲男君	倉田 寛之君
高木 正明君	遠藤 要君
大木 浩君	村上 正邦君
坂野 重信君	井上 吉夫君
佐々木 満君	岩崎 純三君
井上 裕君	太田 豊秋君
笠原 潤一君	照屋 寛徳君
大脇 雅子君	上山 和人君
畑 恵君	林 芳正君
日下部禮代子君	谷本 巍君
菅野 壽君	中原 爽君
長峯 基君	橋本 聖子君
馳 浩君	大淵 絹子君
淵上 貞雄君	釜本 邦茂君
金田 勝年君	景山俊太郎君
海老原義彦君	岩井 國臣君
阿部 正俊君	横崎 泰昌君
清水 澄子君	大島 慶久君
坪井 一字君	真島 一男君
佐藤 泰三君	河本 英典君
清水 達雄君	鈴木 栄治君
梶原 敬義君	鈴木 貞敏君
志村 哲良君	木宮 和彦君
小野 清子君	石井 道子君
浦田 勝君	守住 有信君
青木 新次君	宮澤 弘君
井上 孝君	板垣 正君
大河原太一郎君	松浦 功君
岡野 裕君	岡部 三郎君

田沢 智治君	真鍋 賢二君
国井 正幸君	齋藤 勲君
小川 勝也君	西川 潔君
朝日 俊弘君	峰崎 直樹君
中尾 則幸君	島袋 宗康君
笠井 亮君	渡辺 四郎君
前川 忠夫君	今井 澄君
川橋 幸子君	山田 俊昭君
阿部 幸代君	及川 一夫君
山本 正和君	萱野 茂君
薬科 満治君	一井 淳治君
佐藤 道夫君	西山登紀子君
須藤美也子君	角田 義一君
三重野栄子君	千葉 景子君
竹村 泰子君	本岡 昭次君
緒方 靖夫君	筆坂 秀世君
吉川 春子君	村沢 牧君
鈴木 和美君	笹野 貞子君
伊藤 基隆君	有働 正治君
橋本 敦君	吉岡 吉典君
田 英夫君	赤桐 操君
瀬谷 英行君	武田邦太郎君
久保 亘君	菅野 久光君
松前 達郎君	藤澤 弘君
立木 洋君	上田耕一郎君
郵政大臣	堀之内久男君
自治大臣	白川 勝彦君
内閣官房長官	梶山 静六君
国務大臣	武藤 嘉文君
(総務庁長官)	

議長の報告事項	去る十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員	内閣委員
地方行政委員	地方行政委員
法務委員	法務委員
大蔵委員	大蔵委員
文教委員	文教委員
厚生委員	厚生委員
商工委員	商工委員
通信委員	通信委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行財政改革・税制等に関する特別委員

辞任 補欠

関根 則之君 河本 英典君

曾川 健二君 鈴木 正孝君

及川 一夫君 日下部禮代子君

小島 慶三君 笹野 貞子君

臓器の移植に関する特別委員

辞任 補欠

大湖 絹子君 大脇 雅子君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

厚生委員会

理事 菅野 壽 (菅野壽君の補欠)

行財政改革・税制等に関する特別委員会

理事 清水 澄子君 (日下部禮代子君の補欠)

理事 吉川 春子君 (笠井亮君の補欠)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

国会における審議の活性化等を図るための国会法及び国家行政組織法の一部を改正する法律案

(遠藤・彦君外九名提出)(衆第四三三号)

中高一貫教育推進のための学校教育法の一部を改正する法律案(藤村修君外三名提出)(衆第四四号)

同日議長は、次の内閣提出案を通信委員会に付託した。

日本放送協会平成七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生委員会に付託した。

介護保険法案(第百三十九回国会法第七号)

介護保険法施行法案(第百三十九回国会法第八号)

医療法の一部を改正する法律案(第百三十九回国会法第九号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

少子社会における子育て支援に関する基本法案(山本保君外一名発議)

同日衆議院送付の次の内閣提出案を衆議院に回付した。

健康保険法等の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案

電気通信事業法の一部を改正する法律案

国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案

日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第三五号)審査報告書

同日議長から次の質問主意書が提出された。

地球温暖化防止対策等に関する質問主意書(加藤修一君提出)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員山下栄一君提出飯能中央病院問題に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、次の質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後

段の規定による通知書を受領した。

参議院議員上田耕一郎君外一名提出古紙価格の大暴落への対策と古紙リサイクルに関する質問(答弁することができ期限 六月二十三日)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律

電気通信事業法の一部を改正する法律

国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律

日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律

同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七條の規定に基づくゴラン高原国際平和協力業務実施計画の変更の報告を受領した。

同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七條の規定に基づくゴラン高原国際平和協力業務の実施の状況の報告を受領した。

同日内閣から、高齢社会対策基本法第八條第一項の規定に基づく平成八年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施の状況に関する年次報告及び同法第八條第二項の規定に基づく平成九年度において講じようとする高齢社会対策についての文書を受領した。

同日内閣から、首都圏整備法第三十條の二の規定に基づく平成八年度首都圏整備に関する年次報告を受領した。

同日内閣から、国際労働機関憲章第十九條の規定による千九百九十六年の国際労働機関第八十三回総会において採択された条約及び勧告に関する報告書を受領した。

同日委員長から次の報告書が提出された。

電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案(閣法第八九号)審査報告書

金融監督庁設置法案(閣法第八六号)審査報告書

金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第八七号)審査報告書

特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律案(閣法第八九号)審査報告書

審査報告書

公職選挙法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年六月十三日

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方選挙の投票率の向上及び選挙管理費用の節減に資するため、同一の地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了の日のうち後の任期満了の日前九十日以内に先の任期満了の日がある場合について、議員の任期満了による一般選挙及び長の任期満了による選挙を同時に行うことができるものとするもので、おお

むね要当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

公職選挙法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成九年六月五日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」第三十四条を「第三十一条」第三十四条の二に、「第三十四条」(その他の選挙)を「第三十四条」(その他の選挙)第三十四条の二(地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙の期日の特例)に改める。

第五章中第三十四条の次に次の一条を加える。

(地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙の期日の特例)

第三十四条の二 地方公共団体の議会の議員の任期満了の日が当該地方公共団体の長の任期満了の日前九十日に当たる日から長の任期満了の日の前日までの間にある場合において当該地方公共団体の議会の議員の任期満了による一般選挙と長の任期満了による選挙を第百十九条(同時に)行う選挙の範囲(第一項の規定により同時に行おうとするときは、第三十二条(一般選挙、長の任期満了による選挙及び設置選挙)第一項

の規定にかかわらず、これらの選挙は、当該地方公共団体の長の任期満了の日前五十日に当たる日又は当該地方公共団体の議会の議員の任期満了の日前三十日に当たる日のいずれか遅い日から当該地方公共団体の議会の議員の任期満了の日後五十日に当たる日又は当該地方公共団体の長の任期満了の日のいずれか早い日までの間に行うことができる。

2 都道府県の選挙管理委員会又は市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選挙を行おうとする場合には、当該地方公共団体の議会の議員の任期満了の日前六十日までにその旨を告示しなければならない。

3 第三十三条第一項及び第一項の規定にかかわらず、前項の規定による告示がなされた後当該地方公共団体の長の任期満了による選挙の期日の告示がなされるまでに当該地方公共団体の議会の議員が任期満了以外の事由によりすべてなくなった場合(当該地方公共団体の議会の議員の任期満了による一般選挙の期日の告示がなされている場合(第三十二条第四項ただし書の規定の適用がある場合を除く)を除く)における当該地方公共団体の長の任期満了による選挙は、当該地方公共団体の長の任期満了の日前五十日に当たる日又は当該地方公共団体の議会の議員の任期満了の日前三十日に当たる日のいずれか遅い日から当該地方公共団体の議会の議員の任期満了による一般選挙の期日の告示がなされるまでに当該地方公共団体の長の任期満了の日前五十日の間に行い、前項の規定による告示がなされた後当該地方公共団体の議会の議員の任期満了による一般選挙の期日の告示がなされるまでに当該地方公共団体の長の任期満了の日前五十日の間に行い、又は退職を申し出た場合(当該

地方公共団体の長の任期満了による選挙の期日の告示がなされている場合(第三十三条第四項ただし書の規定の適用がある場合を除く)を除く)における当該地方公共団体の議会の議員の任期満了による一般選挙は、当該地方公共団体の議会の議員の任期満了の日前三十日に当たる日又は当該地方公共団体の議会の議員の任期満了の日前五十日に当たる日又は当該地方公共団体の長の任期満了の日前五十日の間に行う。

4 前項の規定は、地方公共団体の長の任期満了の日が当該地方公共団体の議会の議員の任期満了の日前九十日に当たる日から議員の任期満了の日の前日までの間にある場合について、準用する。この場合において、第一項中「長の任期満了の日前五十日」とあるのは、「議会の議員の任期満了の日前五十日」と、「議会の議員の任期満了の日前三十日」とあるのは、「長の任期満了の日前三十日」と、「議会の議員の任期満了の日後五十日」とあるのは、「長の任期満了の日後五十日」と、「当該地方公共団体の長の任期満了の日の」とあるのは、「当該地方公共団体の議会の議員の任期満了の日の」と、第二項中「前項」とあるのは、「第四項において準用する前項」と、「議会の議員の任期満了の日」とあるのは、「長の任期満了の日」と、前項中「第一項」とあるのは、「次項において準用する第一項」と、「前項」とあるのは、「次項による選挙」とあるのは、「議会の議員の任期満了による一般選挙」と、「議会の議員が任期満了以外の事由によりすべてなくなった」とあるのは、「長が任期満了以外の事由により欠け、又

は退職を申し出た」と、「議会の議員の任期満了による一般選挙」とあるのは、「長の任期満了による選挙」と、「長の任期満了の日」とあるのは、「議会の議員の任期満了の日」と、「議会の議員の任期満了することとされていた日」とあるのは、「長の任期満了することとされていた日」と、「長が欠け、又は退職を申し出た」とあるのは、「議会の議員がすべてなくなった」と、「議会の議員の任期満了の日」とあるのは、「長の任期満了の日」と、「長の任期が満了することとされていた日」とあるのは、「議会の議員の任期が満了することとされていた日」と読み替えるものとする。

5 第三十三条第五項の規定は、第一項又は第三項(これらの規定を前項において準用する場合を含む)の規定により行われる選挙について、準用する。

第四十六条の二第二項及び第八十六条の四第七項中「第三十二条(長の選挙)第五項の下に」(第三十四条の二(地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙の期日の特例)第五項において準用する場合を含む)を加える。

第百十九条第二項中「第百二十条第一項(市町村の選挙を行う場合の届出)の規定による届出」を「次条第一項若しくは第二項の規定による届出」に、「基き」を「基づき」に、「本章中以下同じ」を「以下」の章において同じに改める。

第百二十条第二項中「前項の規定による届出」を「第一項若しくは前項の規定による届出」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 市町村の選挙管理委員会は、第三十四条の二（地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙の期日の特例）第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による告示をした場合においては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。

第百二十一条中「前条第二項」を「前条第三項」に、「但し、同条第二項」を「ただし、同項」に改める。

第百九十九条の五第四項第三号中「当たる日」の下に「（第三十四条の二（地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙の期日の特例）第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされた場合にあつては、任期満了の日前九十日に当たる日又は当該告示がなされた日のいずれか早い日）」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される地方公共団体の議会の議員又は長の選挙について適用し、施行日前にその期日を告示された地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、なお従前の例による。

3 地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了の日が施行日から起算して六十七日以内である場合における新法第三十四条の二第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第二項中「地方公共団体

の議会の議員の任期満了の日前六十日」とあるのは、「公職選挙法の一部を改正する法律（平成九年法律第 号）の施行の日の翌日から起算して七日を経過する日」とする。

審査報告書

電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年六月十六日

通信委員長 渕上 貞雄

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、サービスの貿易に関する一般協定の第四議定書の実施に伴い、第一種電気通信事業の許可及び電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局等の免許について、それぞれ外国人等であることを欠格事由としないこととする改正を行うこととするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し、よって国会法第八十三条により送付する。

平成九年五月二十九日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案

電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律

（電気通信事業法の一部改正）

第一条 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第四号から第七号まで及び第十二項を削る。

第十四条第三項中「及び第十一条（第一項第二号を除く。）を、並びに第十一条第一号及び第三号」に改める。

第十九条第一項第三号を次のように改める。

三 第十一条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

第九十一条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第九十一条 削除

第九十一条の二を削る。

第九十一条の三を削る。

附則第十九条中「第十一条第一項第一号」を「第十一条第一号」に改める。

（電波法の一部改正）

第二条 電波法（昭和二十五年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第七号を次のように改める。

七 電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局

第五条第二項第八号中「前号に規定する」を削る

り、「外国人工衛生局」を「無線局」に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、サービスの貿易に関する一般協定の第四議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

金融監督庁設置法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年六月十六日

行財政改革・税制等に関する特別委員長 遠藤 要

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、銀行業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等に対する検査その他の監督及び証券取引等の監視に関する事務を行わせるため、総理府の外局として、金融監督庁を設置しようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に関し、次の事項に十分配

意し、適切な金融行政の確立に努めるべきである。

一、金融の自由化・国際化が急速に進展する状況の下、住専等金融機関の不良債権問題の顕在化等を機に、金融行政機構改革の一環として金融監督庁が設置されることにかんがみ、今後の検査、監督の実施に当たっては、いやくも国民各層から批判を受けることのないよう努めること。

一、金融行政については、裁量的な行政から明確なルールの制定とそれに基づく検査、監督による透明性の高い行政へ抜本的な転換を図ること。また、今回の金融行政機構改革は、その本来目的が、健全で自由な金融市場の育成に資するものとするところから、金融機関の活動を不当に阻害することのないよう十分に配慮すること。

一、金融監督庁長官の任命に当たっては、業務の独立性、公平性を確保するため、幅広い分野から適格者を選任すること。

一、民間金融機関の検査、監督に万全を期するため、金融監督庁における組織の効率的運用、人材の確保、要員の専門能力の向上を図ること等により、検査、監督の強化・充実を図ること。

一、共同省令の制定及びその改廃に当たっては、検査、監督業務の透明性と独立性が確保されるよう、総理府が主導的立場に立つて行うこと。

なお、今後関連する金融関係法の改正に当たっては、共同省令の内容を精査し、極力単独の総理府令とするよう努めること。

一、財政と金融の在り方については、政策決定及び行政機構の根幹に係わる問題であり、今後十

分検討の上、主要国の機構も参考にしながら、中央省庁再編の中で結論を得ること。

一、多発する金融機関等の不祥事については、金融市場等に対する国民の信頼を回復するため、断固とした措置を執るとともに、罰則強化を含めその再発防止に万全を期すること。

右決議する。

金融監督庁設置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成九年五月二十九日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

金融監督庁設置法案

金融監督庁設置法

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 金融監督庁

第一節 通則(第二条 第六条)

第二節 証券取引等監視委員会(第七条 第二十一条)

第三章 職員(第二十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、金融監督庁の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

第二章 金融監督庁

第一節 通則

(設置)
第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三十二条第二項の規定に基づいて、総理府の外局として、金融監督庁を設置する。

(任務及び長)
第三条 金融監督庁は、法令の定めるところにより、預金者、保険契約者、有価証券の投資者等を保護するとともに金融及び有価証券の流通の円滑を図るため、銀行業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等の業務の適切な運営又は経営の健全性が確保されるようこれらの民間事業者等について検査その他の監督をし、及び証券取引等の公正が確保されるようその監視をすることを主たる任務とする。

2 金融監督庁の長は、金融監督庁長官とする。

(所掌事務及び権限)

第四条 金融監督庁の所掌事務は、次に掲げる事務(第一号、第二号、第五号、第八号から第十号まで、第十二号、第十五号及び第十九号に掲げる事務については、そのうち法律に基づく内閣総理大臣の権限に属する事項に係るものを除く。)とし、その権限の行使は、その所掌事務の範囲内で法律(法律に基づく命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 銀行業、信託業及び無尽業を営む者の検査その他の監督に關すること。

二 信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、農林中央金庫その他の預金又は貯金の受入れを業とする民間事業者並びに信用保証協会、農業信用基金協

会及び漁業信用基金協会の検査その他の監督に關すること。

三 預金保険法(昭和四十八年法律第三十四号)の規定に基づいて、預金保険機構による資金援助に係る金融機関の合併等の適格性の認定等を行うこと。

四 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)の規定に基づいて、農水産業協同組合貯金保険機構による資金援助に係る農水産業協同組合の合併等の適格性の認定等を行うこと。

五 生命保険業及び損害保険業を営む者の検査その他の監督に關すること。

六 保険業法(平成七年法律第百五十五号)の規定に基づいて、保険契約者保護基金による資金援助に係る保険契約の移転等の適格性の認定を行うこと。

七 自動車損害賠償責任共済に關すること。

八 証券業を営む者、証券金融会社及び証券投資信託の委託会社の検査その他の監督に關すること。

九 証券取引所の検査その他の監督に關すること。

十 証券業協会の検査その他の監督に關すること。

十一 証券投資信託協会の監督に關すること。

十二 投資顧問業(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)に規定する投資顧問業をいう。)を営む者の登録及び検査その他の監督に關すること。

十三 証券投資顧問業協会及び全国証券投資顧

問業協会連合会の検査その他の監督に関する
こと。

十四 金融先物取引業(金融先物取引法(昭和六
十三年法律第七十七号)に規定する金融先物
取引業をいう。)を営む者の許可及び検査その
他の監督に関すること。

十五 金融先物取引所の検査その他の監督に關
すること。

十六 金融先物取引業協会の検査その他の監督
に関すること。

十七 貸金業(貸金業の規制等に関する法律(昭
和五十八年法律第三十二号)に規定する貸金
業をいう。)を営む者の登録及び検査その他の
監督に関すること。

十八 抵当証券業(抵当証券業の規制等に関する
法律(昭和六十二年法律第一百四十四号)に規定
する抵当証券業をいう。)を営む者の登録及び
検査その他の監督に関すること。

十九 抵当証券保管機構の検査その他の監督に
関すること。

二十 抵当証券業協会の検査その他の監督に關
すること。

二十一 商品投資販売業(商品投資に係る事業
の規制に関する法律(平成三年法律第六十六
号)に規定する商品投資販売業をいう。)、特
定債権等譲受業及び小口債権販売業(特定債
権等に係る事業の規制に関する法律(平成四
年法律第七十七号)に規定する特定債権等譲
受業及び小口債権販売業をいう。並びに不動
産特定共同事業(不動産特定共同事業法(平成
六年法律第七十七号)に規定する不動産特定
共同事業をいう。)を営む者の許可及び検査そ
他の監督に関すること。

の他の監督に関すること。

二十二 前払式証券の規制等に関する法律(平
成年法律第九十二号)の適用を受ける前払
式証券の規制に関すること。

二十三 預り金(出資の受入れ、預り金及び金
利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法
律第九十五号)に規定する預り金をいう。)
となるべき金銭の受入れについての情報の収
集に関すること。

二十四 証券取引及び金融先物取引に係る犯罪
事件の調査に関すること。

二十五 次に掲げる内閣総理大臣の権限に属す
る事項について内閣総理大臣を補佐するこ
と。

イ 第一号、第二号、第五号、第八号から第
十号まで、第十二号、第十五号及び第十九
号に掲げる事務に係る法律(中小企業等協
同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)
にあっては、信用協同組合及び同法第九条
の九第一項第一号の事業を行う協同組合連
合会に係る部分に限る。)に基づく事業の免
許その他の内閣総理大臣の権限に属する事
項

ロ 次に掲げる法律に基づく内閣総理大臣の
権限に属する事項

- (1) 担保附社債信託法(明治三十八年法律
第五十二号)
- (2) 金融機関の信託業務の兼営等に関する
法律(昭和十八年法律第四十三号)
- (3) 損害保険料率算出団体に関する法律
(昭和二十三年法律第九十三号)
- (4) 船主相互保険組合法(昭和二十五年法

律第七十七号)

(5) 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法
律第九十七号)

(6) 金融機関の更生手続の特例等に関する
法律(平成八年法律第九十五号)

ハ 中小企業等協同組合法(第九十一号)第一項
(同項第三号に係る部分に限る。)の規定に
基づく内閣総理大臣の権限に属する事項

ニ 二十六 前各号に掲げるもののほか、法律(法
律)に基づく命令を含む。)に基づき金融監督
に属させられた事務

(関係行政機関との協力)

第五条 金融監督庁長官(以下「長官」という。)
は、金融監督庁の所掌事務を遂行するため必要
があると認めるときは、関係行政機関の長に対
し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求
めることができる。

2 長官及び金融関連業者(金融監督庁の所掌に
係る金融業に類似し、又は密接に関連する事業
を営む者をいう。)に対する検査を所掌する行政
機関の長は、効率的な検査の実施のため、意見
の交換を図るとともに、それぞれの求めに応
じ、それぞれの職員に協力させることができ
る。

(大蔵大臣との連携)

第六条 長官は、金融監督庁の任務を達成するた
め必要があると認めるときは、大蔵大臣に対し
て、金融制度又は証券取引制度の企画又は立案
についての意見を述べることができ。

2 前項に規定するもののほか、長官及び大蔵大
臣は、金融監督庁及び大蔵省の所掌事務を適切
に遂行するため、相互に緊密な連絡をとるもの

とする。

第二節 証券取引等監視委員会

(設置及び所掌事務)

第七条 金融監督庁に、証券取引等監視委員会
(以下この節において「委員会」という。)を置
く。

2 委員会は、第四条第八号から第十号まで及び
第十四号から第十六号までに掲げる事務に係る
法律(法律)に基づく命令を含む。)に基づきその
権限に属させられた事項に係る事務並びに同条
第二十四号に掲げる事務をつかさどる。

(職権の行使)

第八条 委員会の委員長及び委員は、独立してそ
の職権を行う。

(組織)

第九条 委員会は、委員長及び委員二人をもって
組織する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表す
る。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその
指名する委員が、その職務を代理する。

(委員長及び委員の任命)

第十条 委員長及び委員は、両議院の同意を得
て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員が
生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の
解散のために両議院の同意を得ることができな
いときは、内閣総理大臣は、前項の規定にか
かわらず、委員長又は委員を任命することができ
る。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会に
おいて両議院の事後の承認を得なければならな

官 報 (号 外)

い。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。

(職務)
第十五条 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 内閣総理大臣及び長官並びに大蔵大臣は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

で定めるもののほか、金融監督庁に置かれる職員任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の定めるところによる。

(任期)
第十一条 委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 委員会は、第一項の勧告をした内閣総理大臣及び長官又は大蔵大臣に対し、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十年四月一日から同年七月一日までの範囲内において政令で定める日から施行する。

2 委員長及び委員は、再任されることができ

3 委員長及び委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(建議)
第十九条 委員会は、証券取引検査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、証券取引又は金融先物取引の公正を確保するために必要と認められる施策について内閣総理大臣、長官又は大蔵大臣に建議することができる。

(証券取引等監視委員会等に関する経過措置)
第二条 従前の大蔵省の証券取引等監視委員会

3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(給与)
第十八条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(長官が行う検査についての報告の義務等)
第二十条 長官は、その行う金融及び証券取引に係る金融機関その他の者に対する検査委員会

2 この法律の施行の際現に大蔵省の証券取引等監視委員会の委員長又は委員である者は、それぞれこの法律の施行の日に、第十条第一項の規定により、金融監督庁の証券取引等監視委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。

第十二条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

(事務局)
第十七条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

3 この法律の施行前に従前の大蔵省の証券取引等監視委員会が大蔵大臣に対してした金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成九年法律第 号)第四条の規定による改正前の大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)第十九条第一項の勧告又は同法第二十条若しくは第二十一条第三項の建議については、これを、金融監督庁の証券取引等監視委員会が、この法律の相当規定に基づいて、内

2 この法律の施行の際現に大蔵省の証券取引等監視委員会の委員長又は委員である者は、それぞれこの法律の施行の日に、第十条第一項の規定により、金融監督庁の証券取引等監視委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。

一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

3 委員会に、必要があるとき、金融機関等検査の実施状況等を委員会に報告しなければならない。

3 この法律の施行前に従前の大蔵省の証券取引等監視委員会が大蔵大臣に対してした金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成九年法律第 号)第四条の規定による改正前の大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)第十九条第一項の勧告又は同法第二十条若しくは第二十一条第三項の建議については、これを、金融監督庁の証券取引等監視委員会が、この法律の相当規定に基づいて、内

(罷免)
第十三条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

4 事務局の内部組織は、政令で定める。

3 委員会は、必要があるとき、金融機関等検査の実施状況等を委員会に報告しなければならない。

3 この法律の施行前に従前の大蔵省の証券取引等監視委員会が大蔵大臣に対してした金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成九年法律第 号)第四条の規定による改正前の大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)第十九条第一項の勧告又は同法第二十条若しくは第二十一条第三項の建議については、これを、金融監督庁の証券取引等監視委員会が、この法律の相当規定に基づいて、内

(公議)
第十四条 委員会は、委員長が招集する。

(勧告)
第十八条 委員会は、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)その他の法律の規定に基づき、検査又は犯罪事件の調査(次条において「証券取引検査等」という。)を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、証券取引又は金融先物取引の公正を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣及び長官又は大蔵大臣に勧告することができる。

第二十一条 委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表しなければならない。

3 この法律の施行前に従前の大蔵省の証券取引等監視委員会が大蔵大臣に対してした金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成九年法律第 号)第四条の規定による改正前の大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)第十九条第一項の勧告又は同法第二十条若しくは第二十一条第三項の建議については、これを、金融監督庁の証券取引等監視委員会が、この法律の相当規定に基づいて、内

2 委員会の議事は、出席した委員長又は委員のうち、二人以上の賛成をもってこれを決する。

2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

第三章 職員
第二十二條 前章に規定するものその他別に法律

3 この法律の施行前に従前の大蔵省の証券取引等監視委員会が大蔵大臣に対してした金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成九年法律第 号)第四条の規定による改正前の大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)第十九条第一項の勧告又は同法第二十条若しくは第二十一条第三項の建議については、これを、金融監督庁の証券取引等監視委員会が、この法律の相当規定に基づいて、内

閣總理大臣及び長官若しくは大蔵大臣に対してした勅告又は内閣總理大臣、長官若しくは大蔵大臣に対してした建議とみなして、この法律の規定を適用する。

審査報告書

金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年六月十六日

行財政改革・税制等
に関する特別委員長 遠藤 要

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、金融監督庁設置法の施行に伴い、総理府設置法その他の行政組織に関する法律及び銀行法、保険業法、証券取引法その他の関係法律について、所要の規定の整備を図ろうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に関し、次の事項に十分配意し、適切な金融行政の確立に努めるべきである。

一、金融の自由化・国際化が急速に進展する状況の下、住専等金融機関の不良債権問題の顕在化

等を機に、金融行政機構改革の一環として金融監督庁が設置されることにかんがみ、今後の検査、監督の実施に当たっては、いやしきも国民各層から批判を受けることのないよう努めること。

一、金融行政については、裁量的な行政から明確なルールの制定とそれに基づく検査、監督による透明性の高い行政へ抜本的な転換を図ること。また、今回の金融行政機構改革は、その本来目的が、健全で自由な金融市場の育成に資するものとするところから、金融機関の活動を不当に阻害することのないよう十分に配慮すること。

一、金融監督庁長官の任命に当たっては、業務の独立性、公平性を確保するため、幅広い分野から適格者を選任すること。

一、民間金融機関の検査、監督に万全を期するため、金融監督庁における組織の効率的運用、人材の確保、要員の専門能力の向上を図ること等により、検査、監督の強化・充実に努めること。

一、共同省令の制定及びその改廃に当たっては、検査、監督業務の透明性と独立性が確保されるよう、総理府が主導的立場に立つて行うこと。

なお、今後関連する金融関係法の改正に当たっては、共同省令の内容を精査し、極力単独の総理府令とするよう努めること。

一、財政と金融の在り方については、政策決定及び行政機構の根幹に係わる問題であり、今後十分検討の上、主要国の機構も参考にしながら、中央省庁再編の中で結論を得ること。

一、多発する金融機関等の不祥事については、金融市場等に対する国民の信頼を回復するため、

断固とした措置を執るとともに、罰則強化を含めその再発防止に万全を期すること。
右決議する。

金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよって国会法第八十三条により送付する。

平成九年五月二十九日

衆議院議長 伊藤 宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

(国家行政組織法の一部改正)

第一条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一総理府の項中「国土庁」を「金融監督庁」に改める。

(総理府設置法の一部改正)

第二条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「国土庁」を「金融監督庁」に改める。

第十九条の表国土庁の項の次に次のように加える。

金融監督庁 金融監督庁設置法(平成九年法律第 号)

(沖縄開発庁設置法の一部改正)

第三条 沖縄開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「されている事務のうち」の下に、「金融監督庁の所掌に属する事務(証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。）」については金融監督庁長官としを加え、「証券取引等監視委員会」を「証券取引等監視委員会とする。」に改める。

(大蔵省設置法の一部改正)

第四条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 証券取引等監視委員会(第七條第二十二條)」を「第二節 削除」に改める。

第三條中「左に」を「次に」に改め、「行政事務」の下に「(第三号及び第五号に掲げる事項に関する行政事務にあつては、金融監督庁の所掌に係るものを除く。）」を加える。

第四條第七十九号を次のように改める。

七十九 証券投資信託協会(証券投資信託法(昭和二十六年法律第九十八号)に規定する証券投資信託協会をいう。)の監督に関すること。

第四條中第七十九号の二及び第八十号の二を削り、第八十八号を次のように改める。

八十八 削除

第四條第九十二号及び第九十三号を次のように改める。

九十二 削除

九十三 保険契約者保護基金(保険業法(平成七年法律第五号)に規定する保険契約者保護基金をいう。)の指定及び監督に関すること。

第四条第九十五号を次のように改める。

九十五 削除

第四条第九十六号中「信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会の事業を免許し、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、農林中央金庫、信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会」を削り、「通信・放送機構その他金融業務を営む者」及び「通信・放送機構」に改め、同条第九十七号から第九十七号の四までを削り、第九十七号の五を第九十七号とし、第九十七号の六から第九十七号の十二までを削る。

第四条第百号を次のように改める。

百 削除

第四条第百四号を次のように改める。

百四 削除

第四条第百二十八号中「所掌事務」の下に「大蔵省の地方支分部局においてつかさどる事務を含む。」を加える。

第五条第三十一号を次のように改める。

三十一 削除

第五条第三十二号中「金融機関」の下に「政府の出資があるものに限る。」を加える。

第五条第三十五号及び第三十五号の二を削り、第三十五号の三を第三十五号とし、第三十五号の四から第三十五号の九までを削り、同条第三十六号中「融資及び」を削り、同条第四十五号を次のように改める。

四十五 削除

第五条第四十五号の二及び第四十八号の二を削る。

第二章第二節を次のように改める。

第二節 削除

第七条から第二十二号まで 削除

第二十七号第一項中「分掌する」を「分掌し、及び金融監督庁設置法(平成九年法律第

号)第四条各号に掲げる事務のうち法令に基づき財務局に属させられた事務をつかさどる」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する財務局に属させられた事務については、別に法令で定めるものを除き、金融監督庁長官が財務局長を指揮監督する。

第二十八号第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、財務支局は、金融監督庁設置法第四条各号に掲げる事務のうち法令に基づき財務支局に属させられた事務をつかさどる。

第二十八号に次の一項を加える。

5 前条第二項の規定は、第二項に規定する財務支局に属させられた事務について準用する。

(運輸省設置法の一部改正)

第五条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三号の二第一項第三十二号を次のように改める。

三十二 削除

第四条第一項中第十五号の四を削り、第十五号の四の二を第十五号の四とする。

(担保附社債信託法の一部改正)

第六条 担保附社債信託法(明治三十八年法律第

五十二号)の一部を次のように改正する。

本則中「主務官庁」を「主務大臣」に改める。

第四条第二項中「命令」を「総理府令、大蔵省令」に改める。

第百十九号ノ二の次に次の二条を加える。

第百十九号ノ三 本法中主務大臣トアルハ内閣総理大臣トス

本法ニ規定スル内閣総理大臣ノ職権(左ニ掲ゲタルモノヲ除ク)ハ之ヲ金融監督庁長官ニ委任ス

一 第五条ノ免許

二 第十二条ノ規定ニ依ル免許ノ取消

第百十九号ノ四 大蔵大臣ハ担保附社債ニ関スル信託事業ニ係ル制度ノ調査、企画又ハ立案ヲ為ス為必要ト認ムルトキハ主務大臣ニ対シ必要ナル資料ノ提出及説明ヲ求ムルコトヲ得

大蔵大臣ハ担保附社債ニ関スル信託事業ニ係ル制度ノ調査、企画又ハ立案ヲ為ス為特ニ必要ト認ムルトキハ其ノ必要ノ限度ニ於テ信託会社ニ対シ資料ノ提出、説明其ノ他ノ協力ヲ求ムルコトヲ得

(信託業法の一部改正)

第七条 信託業法(大正十一年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項、第七条及び第九条中「命令」を「総理府令、大蔵省令」に改める。

第十九号の次に次の二条を加える。

第十九号ノ二 本法中主務大臣トアルハ内閣総理大臣トス

本法ニ規定スル内閣総理大臣ノ職権(左ニ掲グルモノヲ除ク)ハ之ヲ金融監督庁長官ニ委任ス

一 第一条第一項ノ免許

二 前条ノ規定ニ依ル第一条第一項ノ営業ノ免許ノ取消

第十九号ノ三 大蔵大臣ハ信託業ニ係ル制度ノ調査、企画又ハ立案ヲ為ス為必要ト認ムルトキハ主務大臣ニ対シ必要ナル資料ノ提出及説明ヲ求ムルコトヲ得

大蔵大臣ハ信託業ニ係ル制度ノ調査、企画又ハ立案ヲ為ス為特ニ必要ト認ムルトキハ其ノ必要ノ限度ニ於テ信託会社ニ対シ資料ノ提出、説明其ノ他ノ協力ヲ求ムルコトヲ得

第二十二号第二号及び第五号中「命令」を「総理府令、大蔵省令」に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)

第八条 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二十五号第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項に次のただし書を加える。

但シ第十六号ノ二中主務大臣トアルハ農林水産大臣、内閣総理大臣及大蔵大臣トス

第二十五号に次の一項を加える。

本法中内閣総理大臣ノ職権ニ属スル事項(左ニ掲グルモノヲ除ク)ハ金融監督庁長官ニ之ヲ委任ス

一 第三十二号ノ規定ニ依ル解散ノ命令

二 前号ニ掲グル命令ニ係ル第三十二号ノ三ノ規定ニ依ル通知

第六章中第三十二号の次に次の三条を加える。

第三十二号ノ二 主務大臣第三十一条第一項又ハ前条ノ規定ニ依ル業務ノ全部若ハ一部ノ停止又ハ解散ヲ命ズルコトガ信用秩序ノ維持ニ

重大ナル影響ヲ与フル虞アリト認ムルトキハ予メ信用秩序ノ維持ヲ図ル為必要ナル措置ニ関シ大蔵大臣ニ協議スベシ

第三十二條ノ三 内閣總理大臣左ニ掲グル処分ヲ為シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ大蔵大臣ニ通知スルモノトス

一 第八條ニ於テ準用スル産業組合法以下「産業組合法」ト謂フ第六十五條ノ規定ニ依ル解散ノ認可

二 第三十一條第一項又ハ第三十二條ノ規定ニ依ル命令(改善計画ノ提出ヲ求ムルコトヲ含ム)

第三十二條ノ四 大蔵大臣農林中央金庫ニ係ル制度ノ調査、企画又ハ立案ヲ為ス為必要アリト認ムルトキハ内閣總理大臣ニ對シ必要ナル資料ノ提出及説明ヲ求ムルコトヲ得

第三十五條第一項第十八號中「第八條ニ於テ準用スル」及び「以下「産業組合法」ト謂フ」を削る。

(無尽業法の一部改正)

第九條 無尽業法(昭和六年法律第四十二號)の一部を次のように改正する。

第十條第二號及び第三號中「命令」を「總理府令、大蔵省令」に改める。

第十七條中「主務大臣」を「總理府令、大蔵省令」に改める。

第十八條ノ二中「主務大臣」を「總理府令、大蔵省令」に改める。

第二十條中「命令」を「總理府令、大蔵省令」に改める。

第四十二條中「本法中主務大臣ノ職權ニ屬スル事項ハ勅令」を「前項ノ規定ニ依リ金融監督庁

長官ニ委任サレタル職權ハ政令」に、「財務局長又ハ財務支局長ヲシテ之ヲ行ハシムル」を「之ヲ財務局長又ハ財務支局長ニ委任スル」に改め、同條に第一項及び第二項として次の二項を加える。

本法中主務大臣トアルハ内閣總理大臣トス
本法ニ規定スル内閣總理大臣ノ職權左ノモノヲ除クハ之ヲ金融監督庁長官ニ委任ス

一 第三條第一項ノ免許
二 第二十五條又ハ第二十六條ノ規定ニ依ル營業ノ免許ノ取消

第四十三條を次のように改める。

第四十三條 大蔵大臣ハ無尽業ニ係ル制度ノ調査、企画又ハ立案ヲ為ス為必要ト認ムルトキハ主務大臣ニ對シ必要ナル資料ノ提出及説明ヲ求ムルコトヲ得

大蔵大臣ハ無尽業ニ係ル制度ノ調査、企画又ハ立案ヲ為ス為必要ト認ムルトキハ其ノ必要ノ限度ニ於テ無尽会社ニ對シ資料ノ提出、説明其ノ他ノ協力ヲ求ムルコトヲ得

(銀行等の事務の簡素化に関する法律の一部改正)

第十條 銀行等の事務の簡素化に関する法律(昭和十八年法律第四十二號)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「命令」を「總理府令、大蔵省令」に、「主務大臣」を「内閣總理大臣」に改め、同條に次の一項を加える。

前二項ノ規定ニ依リ内閣總理大臣ノ權限ハ之ヲ金融監督庁長官ニ委任ス

(金融機關の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正)

第十一條 金融機關の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三號)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「大蔵大臣」を「内閣總理大臣」に改め、同條第二項中「命令」を「總理府令、大蔵省令」に改め、同條第三項中「大蔵大臣」を「内閣總理大臣」に改める。

第五條、第五條ノ三第一項及び第八條中「大蔵大臣」を「内閣總理大臣」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第八條ノ二 大蔵大臣ハ信託業務ニ係ル制度ノ調査、企画又ハ立案ヲ為ス為必要ト認ムルトキハ内閣總理大臣ニ對シ必要ナル資料ノ提出及説明ヲ求ムルコトヲ得

大蔵大臣ハ信託業務ニ係ル制度ノ調査、企画又ハ立案ヲ為ス為必要ト認ムルトキハ其ノ必要ノ限度ニ於テ信託業務ヲ営ム金融機關其ノ他ノ關係者ニ對シ資料ノ提出、説明其ノ他ノ協力ヲ求ムルコトヲ得

第九條中「命令」を「總理府令、大蔵省令」に改める。

第九條ノ二中「本法中大蔵大臣」を「前項ノ規定ニ依リ金融監督庁長官ニ委任サレタル」に改め、「ニ屬スル事項」を削り、「依リ」の下に「之」を加え、「ヲシテ之ヲ行ハシムル」を「ニ委任スル」に改め、同條に第一項として次の一項を加える。

本法ニ規定スル内閣總理大臣ノ職權左ニ掲グルモノヲ除クハ之ヲ金融監督庁長官ニ委任ス

一 第一條第一項ノ認可
二 第八條ノ規定ニ依リ第一條第一項ノ認可

ノ取消
第十條第四號中「大蔵大臣」を「内閣總理大臣」に改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第十二條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四號)の一部を次のように改正する。

第十一條第三項中「大蔵大臣」を「金融監督庁長官」に改める。

(農業協同組合法の一部改正)

第十三條 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二號)の一部を次のように改正する。

第十條第三項第二號中「省令」を「農林水産省令」に改め、同條第六項第六號及び第十九項中「省令」を「主務省令」に改める。

第十一條第二項並びに第十一條の三第二項第二號及び第五項中「省令」を「主務省令」に改める。

第十一條の四第二項、第十一條の五、第十一條の七、第十一條の八第二項、第十一條の十四第二項及び第十一條の十五の三第二項中「省令」を「農林水産省令」に改める。

第十一條の十六第八項及び第五項並びに第十一條の十七第二號中「省令」を「主務省令」に改める。

第十二條第一項第一號及び第三十六條第十項中「省令」を「農林水産省令」に改める。

第三十七條第一項及び第三十七條の二第九項中「省令」を「主務省令」に改める。

第七十二條の八第一項第二號、第七十三條の二十一第二項及び第九十三條第二項中「省令」を

「農林水産省令」に改める。
第九十四条の二第三項中「省令」を「主務省令」に改める。

第九十八条第二項中「前項の規定」を「この法律に」、「主務大臣の権限を」農林水産大臣の権限及び前項の規定により金融監督庁長官に委任された権限に改め、「地方支分部局の長の下に（金融監督庁長官に委任された権限にあつては、財務局長又は財務支局長）を加え、同条第一項の次に次の五項を加える。

この法律（第十条第八号及び第十一号の二を除く。）における主務大臣は、農林水産大臣とする。ただし、第十条第一項第二号の事業を行う組合にあつては、農林水産大臣及び内閣総理大臣とする。

第九十三条第一項及び第二項並びに第九十四条第一項から第五項までに規定する行政庁の権限は、前項ただし書の規定にかかわらず、農林水産大臣又は内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

第十条第八号及び第十一号の二に規定する主務大臣は、農林水産大臣、内閣総理大臣及び大蔵大臣とする。

この法律における主務省令は、農林水産省令・総理府令・大蔵省令とする。

内閣総理大臣は、この法律による権限（次に掲げるものを除く。）を金融監督庁長官に委任する。

- 一 第十一条第一項の規定による承認
- 二 第六十条の規定による設立の認可
- 三 第九十五条第三項の規定による第十一条第一項の承認の取消し

四 第九十五条の二の規定による解散の命令
五 前各号に掲げる処分に係る第九十八条の三の規定による通知
第五章中第九十八条の次に次の三項を加える。

第九十八条の二 農林水産大臣及び内閣総理大臣は、第十条第一項第二号の事業を行う組合（都道府県の区域を超える区域を地区とする組合及び都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会に限る。次条において同じ。）に対し次に掲げる処分をすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。

- 一 第九十四条の二第二項又は第九十五条第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（信用事業に関するものに限る。）
- 二 第九十五条第三項の規定による第十一条第一項の承認の取消し
- 三 第九十五条の二の規定による解散の命令

第九十八条の三 内閣総理大臣は、第十条第一項第二号の事業を行う組合に対し次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

- 一 第十一条第一項又は第三項（同項の規定にあつては、信用事業規程の廃止に係る場合に限る。）の規定による承認
- 二 第六十条の規定による設立の認可
- 三 第六十四条第二項又は第六十五条第二項（第七十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可

四 第六十四条第七項第二号に規定する不認可の処分
五 第九十四条の二第二項若しくは第二項又は第九十五条第一項若しくは第二項の規定による命令（改善計画の提出を求めることを含む、信用事業に関するものに限る。）

六 第九十五条第三項の規定による第十一条第一項の承認の取消し
七 第九十五条の二の規定による解散の命令

第九十八条の四 大蔵大臣は、第十条第一項第二号の事業を行う組合に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

（証券取引法の一部改正）
第十四条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

証券取引法目次中「第八章 証券取引審議会」を「第九章 雑則」に、「第十章」を「第九章」に、「第十一章」を「第十章」に改める。

第二章第九項及び第十七項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。
第十五条第一項中「第七十九条の六第一項及び第二項の下に」、「第五百五十六条の三第一項」を、「第五百五十六条の九の下に」、「第六百六十一条の二第一項を加える。

第二十七条の二十三第三項中「第四十九条第一項」を「第六百六十一条の二第一項」に改める。
第三章（第四十九条、第五十六条及び第六十六条を除く。）中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め

る。
第三十七条第一項第七号中「第六十五条の三」を「第六十六条」に改める。
第四十九条を削り、第四十九条の二を第四十九条とする。

第五十六条を削り、第五十六条の二第四項中「第五十六条の二第二項」を「第五十六条第二項」に改め、同条を第五十六条とする。

第六十二条第一項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令で定める場所」に改める。
第六十五条の二第三項中「第一百七十七条の二第一項」の下に、「第九百九十四条の五第二項」を加え、「第九百九十四条の二」を「第九百九十九条」に改める。

第六十六条を削り、第六十五条の三を第六十六条とする。
第四章第七十四条第三項、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第七十九条の四及び第七十九条の十五を除く。）中「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加える。
第六十九条第二項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第七十四条第三項中「第七十六条」を「第七十六条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第七十六条に次の一項を加える。
大蔵大臣は、前項の認可をしたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。
第七十七条に次の一項を加える。

大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第七十八条中「第七十六条を」第七十六条第一項に改める。

第七十九条に次の一項を加える。

大蔵大臣は、第一項の命令をしたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第七十九条の四に次の一項を加える。

内閣総理大臣は、大蔵大臣に対し、前項の店頭売買報告書の写しの提出を求めることができる。

第七十九条の十四に次の一項を加える。

前項の規定による権限は、大蔵大臣及び内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使用することを妨げない。

第七十九条の十五を削り、第七十九条の十六を第七十九条の十五とし、第四章第五節中第七十九条の十七を第七十九条の十六とし、第七十九条の十八を第七十九条の十七とし、第七十九条の十九を第七十九条の十八とする。

第五章（第八十五条の二、第九十九条から第一百十三条まで、第一百七十七条、第一百九条、第二百一十三条、第二百三十二条、第二百五十四条の二及び第二百五十六条を除く。）中「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加える。

第八十二条第二項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第八十五条の二第一項を次のように改める。

証券取引所は、定款又は業務規程（有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証

券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正の確保に係る証券取引所の業務として政令で定める業務（以下この章において「取引の公正の確保に係る業務」という。）に関するものに限る。）を変更しようとするときは、大蔵大臣及び内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第八十五条の二第一項の次に次の二項を加える。

証券取引所は、業務規程（取引の公正の確保に係る業務に関するものを除く。）又は受託契約準則を変更しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

大蔵大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

第八十五条の二に次の一項を加える。

大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第九十九条に次の一項を加える。

大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第一百十條中「次条を」次条第一項に改め、同条に次の一項を加える。

大蔵大臣は、前項の承認をしたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第一百十一條に次の一項を加える。

大蔵大臣は、前項の命令をしたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

大蔵大臣は、前項の承認をしたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第一百十三條に次の一項を加える。

大蔵大臣は、前項の承認をしたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第一百十七條に次の一項を加える。

大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第一百十九條に次の一項を加える。

大蔵大臣は、第一項の命令をしたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第二百二十三條に次の一項を加える。

内閣総理大臣は、大蔵大臣に対し、前項の相場及び取引高報告書の写しの提出を求めることができる。

第二百五十四條に次の一項を加える。

前項の規定による権限は、大蔵大臣及び内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使用することを妨げない。

第二百五十四條の二を削る。

第二百五十六條中「大蔵大臣は、証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則及び取引の慣行を」大蔵大臣及び内閣総理大臣は、証券取引所の定款及び業務規程その他の規則（取引の公正の確保に係る業務に関するものを除く。）並びに取引の慣行について、証券取引所に対し、有価証

券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正を確保し、又は投資者を保護するため必要かつ適当であると認める変更その他の処分を命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

大蔵大臣は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

第五章の二中「大蔵大臣を」内閣総理大臣に改める。

第二百五十六條の三第一項中「信用取引を」証券会社が顧客に信用を供与して行う有価証券の売買その他の取引（以下「信用取引」という。）に改め、同条第三項中「大蔵省令を」総理府令・大蔵省令に、「添附を」添付に改める。

第二百五十六條の五中「同条中」の下に「大蔵大臣及び内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣」とを加え、「とあるのは、」を「とあるのは」に改める。

第二百五十六條の七に次の一項を加える。

内閣総理大臣は、前項（第三号に係る部分に限る。）の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

第二百五十六條の八に次の一項を加える。

内閣総理大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

第二百五十六條の十三中「必要である」を「必要

があるに改め、同条に次の一項を加える。

大蔵大臣は、有価証券市場における売買取引を公正にし、又は有価証券の流通を円滑にするために必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、証券金融公社の業務又は財産に関する資料の提出及び説明を求めることができる。

第百六十一条の次に次の一条を加える。

第百六十一条の二 信用取引その他の大蔵省令で定める取引については、証券会社は、大蔵省令で定めるところにより、顧客から、当該取引に係る有価証券の時価に大蔵大臣が有価証券の売買その他の取引の公正を確保することを考慮して定める率(百分の三十以上に限る。)を乗じた額を下らない額の金銭の預託を受けなければならない。

前項の金銭は、大蔵省令で定めるところにより、有価証券をもつて充てることができる。

第七章中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第八章の章名を削り、第百八十条から第百八十五条までを次のように改める。

第百八十条から第百八十五条まで 削除

第百八十六条第一項、第二項及び第四項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」又は「大蔵大臣及び内閣総理大臣」に改める。

第百八十七条中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣、大蔵大臣及び内閣総理大臣又は大蔵大臣」に改める。

第百八十八条中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第百八十九条第一項から第三項までの規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第百九十条第一項中「第百五十六条の十三」を「第百五十六条の十三第一項」に改める。

第百九十一条中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第百九十二条第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣又は大蔵大臣」に改める。

第百九十四条の三を次のように改める。

第百九十四条の三 内閣総理大臣は、証券会社又は証券金融公社に対し次に掲げる処分をすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第三十五条第一項又は第五十四条第一項若しくは第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二 第三十五条第一項の規定による第二十八条第一項の免許の取消し

三 第百五十六条の十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

四 第百五十六条の十二第一項の規定による第百五十六条の三第一項の免許の取消し

第百九十四条の四「第百五十六条、第六十六条、第七十九条の十五及び第百五十四条の二」を「前条第二項」に、「前条第二項」を「同条第四項」に改め、同条を第百九十四条の七とする。

第百九十四条の三の次に次の三条を加える。

第百九十四条の四 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

一 第二十八条第一項の規定による免許

二 第三十四条の規定による認可

三 第三十五条第一項又は第五十四条第一項若しくは第二項の規定による命令

四 第三十五条第一項の規定による第二十八条第一項の免許の取消し

五 第百五十六条の三第二項の規定による免許

六 第百五十六条の十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

七 第百五十六条の十二第一項の規定による第百五十六条の三第一項の免許の取消し

八 第百五十六条の十四の規定による認可

第百九十四条の五 大蔵大臣は、証券取引に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

大蔵大臣は、証券取引に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、その必要の限度において、証券会社、認可を受けた金融機関、証券金融公社その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

第百九十四条の六 内閣総理大臣は、この法律による権限(次に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

一 第二十八条第一項の規定による免許

二 第三十五条第一項の規定による第二十八条第一項の免許の取消し

三 第六十八条第二項の規定による認可

四 第七十二条又は第七十九条の十三第一項の規定による第六十八条第二項の認可の取消し

五 第八十一条第二項の規定による免許

六 第八十五条又は第百五十五条第二項(同項第一号に係る部分に限る。)の規定による第八十一条第二項の免許の取消し

七 第百五十六条の三第一項の規定による免許

八 第百五十六条の十二第一項の規定による第百五十六条の三第一項の免許の取消し

九 第百九十四条の四(同条第一号、第四号、第五号及び第七号に係る部分に限る。)の規定による通知

金融監督庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるものを証券取引等監視委員会(以下この条及び次条において「委員会」という。)に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融監督庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 第五十五条の規定による権限(有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に限る。)

二 第六十五条の二第七項(同条第八項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定による権限(有価証券の売買その他の取引又は第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る第二十一条第八項第一号から第三号までに掲げる行為の公正の確保に係る規定と

して政令で定める規定に関するものに限る。

三 第七十九条の十四の規定による権限(有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等の公正の確保に係る証券業協会の業務として政令で定める業務に関するものに限る。)

四 第四百五十四条の規定による権限(有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正の確保に係る証券取引所の業務として政令で定める業務に関するものに限る。)

金融監督庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限(前項の規定により委員会に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

委員会は、政令で定めるところにより、第二項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところにより、この法律の規定による権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第九章を第八章とする。

第九百九十七条第四号及び第七号並びに第九百九十九条第一号の五中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二百五十五条第十五号中「第五百五十六條の十三」を「第五百五十六條の十二第一項」に改める。

第二百六十六条第一号中「第七十六條、第八十五条の二第一項」を「第七十六條第一項、第八十五条の二第一項若しくは第二項」に改め、同条第十三条後段を「第七十三條第一項後段」に改め、同条第二号中「第七十七條又は第八十五條の二第二項前段」を「第七十七條第一項又は第八十五條の二第四項前段」に改め、同条第四号中「第五百五十六條の十三」を「第五百五十六條の十三第一項」に改め、同条第五号中「第一百十條」を「第一百十條第一項」に改め、同条第六号中「第一百十一條」を「第一百十一條第一項」に改め、同条第七号中「第一百十二條」を「第一百十二條第一項」に改め、同条第八号中「第五百五十六條の七」を「第五百五十六條の七第一項」に改め、同条各号を「同項各号」に改める。

第二百八条第一号中「第四十九條第一項」を削り、「第二百三十一條第一項」の下に、「第六百六十一條の二第二項」を加え、同条第二号中「第七十九條の十九第三項、第八十五條の二第二項後段、第九百九條、第一百十七條」を「第七十九條の十八第三項、第八十五條の二第四項後段、第九百九條第一項、第一百十七條第一項」に改め、同条第七号中「第七十九條の四若しくは第五」を「第七十九條の四第一項若しくは第五」に改め、同条第二十三條第一項に改める。

第十章を第九章とする。

第二百二十四条第一項中「財務局又は財務支

局の職員のうち、犯罪事件の調査を担当する者として、財務局長又は財務支局長が委員会の承認を得て」を「前項の規定により財務局長又は財務支局長が」に改め、同条第一項として次の一項を加える。

財務局長又は財務支局長は、委員会の承認を得て、財務局又は財務支局の職員のうち、犯罪事件の調査を担当する者を指定するものとする。

第十一章を第十章とする。

(損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正)

第十五条 損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

本則(第三条第五項を除く。)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第三条第五項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び大蔵大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第十二条第一号中「第九項並びに」を「第九項、」に改め、「第十一項」の下に、並びに「第二十五條の二第二項」を加える。

第二十五條の次に次の二條を加える。

(大蔵大臣への資料提出等)

第二十五條の二 大蔵大臣は、料率団体に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があるとき、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 大蔵大臣は、料率団体に係る制度の調査、

企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、料率団体又は会員に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

(金融監督庁長官への権限の委任)

第二十五条の三 内閣総理大臣は、この法律による権限(次に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

一 第三条第一項の規定による設立の認可

二 第十四条の規定による第三条第一項の設立の認可の取消し

(水産業協同組合法の一部改正)

第十六条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二百七十七條」を「第二百七十七條の四」に改める。

第十一条の三第二項中「第二百七十七條第一項」の下に、「第二百七十七條の二第一号、第二百七十七條の三第五号」を加える。

第八十七條の二第二項中「主務省令」を「農林水産省令」に改める。

第二百二十七條第二項中「第四項」の下に「及び第五項」を加え、「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第七項中「第一項の規定」を「この法律に」、「主務大臣の権限」を「農林水産大臣の権限及び前項の規定により金融監督庁長官に委任された権限」に改め、「地方支分部局長」の下に「(金融監督庁長官に委任された権限にあつては、財務局長又は財務支局長)」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項中「主

務大臣を「農林水産大臣、内閣総理大臣及び大蔵大臣」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第十二条第四項(第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する倉庫業法第十二条の主務省令は、農林水産大臣及び運輸大臣の発する命令とする。

第二百二十七条中第六項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 内閣総理大臣は、この法律による権限(次に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

一 第十一条の三第三項(第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。第三号、次条第二号及び第二百二十七条の三第六号において同じ。)の規定による認可

二 第六十四条(第九十二条第四項、第九十六条第四項及び第百条第四項において準用する場合を含む。第二百二十七条の三第二号において同じ。)の規定による設立の認可

三 第二百二十四条第三項の規定による第十一条の三第二項の認可の取消し

四 第二百二十四条の二の規定による解散の命令

五 前各号に掲げる処分に係る第二百二十七条の三の規定による通知

第二百二十七条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第十一条第三項第五号、第十一条の五第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。)、第八十七条第四項第五号、第九十三条第二項第五号及び第九十七条第三項第五号に規定する主務大臣は、農林水産大臣、内閣総理大臣及び大蔵大臣とする。

(大蔵大臣への通知)
第二百二十七条の三 内閣総理大臣は、第十一条第一項第二号、第八十七条第一項第二号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合に対し次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

(大蔵大臣への協議)
第二百二十七条の二 農林水産大臣及び内閣総理大臣は、第十一条第一項第二号、第八十七条第一項第二号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第三項第二号の事業を行う組合(都道府県の区域を超える区域を地区とする組合並びに都道府県の区域を地区とする漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会に限る。次条において同じ。)に対し次に掲げる処分をすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。

(大蔵大臣への通知)
第二百二十七条の三 内閣総理大臣は、第十一条第一項第二号、第八十七条第一項第二号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合に対し次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

一 第十一条の三第三項又は第三項同項の規定にあつては、信用事業規程の廃止に係る場合に限る。(これらの規定を第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。)の規定による認可

一 第十一条の三第三項又は第三項同項の規定にあつては、信用事業規程の廃止に係る場合に限る。(これらの規定を第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。)の規定による認可

二 第六十四条の規定による設立の認可

二 第六十四条の規定による設立の認可

三 第六十八條第二項(第九十六条第五項において準用する場合を含む。)、第六十九条第二項(第九十一条の三第二項(第百条第五項において準用する場合を含む。)、第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。又は第九十一条の二第二項(第百条第五項において準用する場合を含む。))の規定による認可

三 第六十八條第二項(第九十六条第五項において準用する場合を含む。)、第六十九条第二項(第九十一条の三第二項(第百条第五項において準用する場合を含む。))の規定による認可

四 第九十一条の二第四項第二号(第百条第五項において準用する場合を含む。)に規定する不認可の処分

四 第九十一条の二第四項第二号(第百条第五項において準用する場合を含む。)に規定する不認可の処分

五 第二百二十三條の二第二項若しくは第二項又は第二百二十四條第一項若しくは第二項の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含み、信用事業に関するものに限る。)

五 第二百二十三條の二第二項若しくは第二項又は第二百二十四條第一項若しくは第二項の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含み、信用事業に関するものに限る。)

第二百二十四條第三項の規定による解散の命令

第二百二十四條第三項の規定による解散の命令

条の三第三項の認可の取消し
七 第二百二十四条の二の規定による解散の命令

(大蔵大臣への資料提出等)

第二百二十七条の四 大蔵大臣は、第十一条第一項第二号、第八十七条第一項第二号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合に係る制度の調査、企画又は立案をする必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第十七条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百十一条」を「第百十一条の二」に改める。

第九条の七の五第二項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に、「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第九条の八第二項第六号、第八号及び第十号中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め、同項第十二号中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」及び大蔵大臣に改め、同条第九項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第二百六条の三中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二百一一条第一項第二号及び第三号中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「主務大臣」を「通商産業大臣及び金融監督庁長官」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「権限」の下に「(内閣

総理大臣にあつては、特定権限を除く。を
加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一
項を加える。

4 金融監督庁長官は、政令の定めるところに
より、第二項の規定により委任された権限の
一部を財務局長若しくは財務支局長又は都道
府県知事に委任することができる。

第百十一条の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、この法律による権限(信
用協同組合、火災共済協同組合及び第九條の
九第一項第一号又は第三号の事業を行う協同
組合連合会に係るものに限る。次項において
「特定権限」という。を、次に掲げるものを除
き、金融監督庁長官に委任する。

一 第九條の九第一項第一号又は第三号の事
業を行う協同組合連合会に対する第二十七
條の二第一項の規定による設立の認可

二 第九條の九第一項第一号又は第三号の事
業を行う協同組合連合会に対する第百六條
第四項の規定による解散の命令

三 第九條の九第一項第三号の事業を行う協
同組合連合会に対する第百六條の三におい
て準用する保険業法第百三十三條(免許の
取消し等)の規定による設立の認可の取消
し

第五章中第百十一条の次に次の一條を加え
る。

(大蔵大臣への資料提出等)

第百十一条の二 大蔵大臣は、火災共済協同組
合に係る制度の調査、企画又は立案をするた
め必要があると認めるときは、内閣総理大臣
に対し、必要な資料の提出及び説明を求める

ことができる。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部
改正)

第十八條 協同組合による金融事業に関する法律
(昭和二十四年法律第百八十三号)の一部を次の
ように改正する。

第三條第一項第七号、第四條第二項及び第四
項、第五條の四第十二項並びに第五條の五第九
項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め
る。

第六條第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」
に、「並びに第五十六條第一号」を、「第五十六
條第一号」に改め、「告示」の下に「並びに第五
十七條の四(大蔵大臣への資料提出等)」を加
え、同條第二項中「第十四條の二」の下に「及び
第五十七條の四第一項を加え、大蔵大臣」を

「内閣総理大臣」に改め、「協同組合による金融
事業に関する法律」の下に「昭和二十四年法律
第百八十三号」を、「命じた」との下に、「同法
第五十七條の四第二項中「銀行その他の関係者」

とあるのは「都道府県の区域を越える区域を地
区とする信用協同組合等(協同組合による金融
事業に関する法律第二條第一項(出資の金額)に
規定する信用協同組合等という。その他の関係
者」とを加える。

第六條の二の次に次の一條を加える。

(大蔵大臣への協議)

第六條の三 行政庁は、信用協同組合等(都道
府県の区域を越える区域を地区とする信用協
同組合等に限る。に)に対し次に掲げる処分をす
ることが信用秩序の維持に重大な影響を与え
るおそれがあると認めるときは、あらかじめ

め、信用秩序の維持を図るために必要な措置
に関し、大蔵大臣に協議しなければならない
い。

一 中小企業等協同組合法第百六條第四項の
規定による解散の命令

二 第六條第一項において準用する銀行法
(以下第七條までにおいて「銀行法」とい
う。第二十六條第一項又は第二十七條(業
務の停止等)の規定による業務の全部又は
一部の停止の命令

三 銀行法第二十七條又は第二十八條(免許
の取消し等)の規定による解散命令
(大蔵大臣への通知)

第六條の四 行政庁は、信用協同組合等(都道
府県の区域を越える区域を地区とする信用協
同組合等に限る。に)に対し次に掲げる処分をし
たときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通
知するものとする。第七條の二の規定による
届出(内閣総理大臣及び大蔵大臣の定めるも
のに限る。に)があつたときも、同様とする。

一 中小企業等協同組合法第二十七條の二第
一項の規定による設立の認可

二 中小企業等協同組合法第五十七條の三第
三項又は第六十三條第三項の規定による認
可

三 中小企業等協同組合法第百六條第四項の
規定による解散の命令

四 銀行法第二十六條第一項又は第二十七條
(業務の停止等)の規定による命令(解散命
令を除くものとし、改善計画の提出を求め
ることを含む。)

五 銀行法第二十七條又は第二十八條(免許

の取消し等)の規定による解散命令

六 銀行法第三十七條第一項(同項第三号に
係る部分に限る。)(解散の認可)の規定によ
る認可

第七條第一項中「第六條第一項において準用
する」を削り、「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」
に、「同法」を「銀行法」に改め、同條第二項中
「大蔵大臣」を「金融監督庁長官」に、「この法律
の規定による」を「前項の規定により委任され
た」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一
項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、この法律による権限(次
に掲げる権限で都道府県の区域を越える区域
を地区とする信用協同組合連合会に係るもの
を除く。を金融監督庁長官に委任する。

一 前條同條第一号、第三号及び第五号に
係る部分に限る。の規定による通知

二 銀行法第二十七條又は第二十八條(免許
の取消し等)の規定による解散命令

三 銀行法第五十六條(同條第二号に係る部
分に限る。)(内閣総理大臣の告示)の規定に
よる告示

第七條の二及び第七條の五中「大蔵大臣」を
「内閣総理大臣及び大蔵大臣」に改める。

(船主相互保険組合法の一部改正)

第十九條 船主相互保険組合法(昭和二十五年法
律第百七十七号)の一部を次のように改正す
る。

目次中「第五十五條」を「第五十四條の二・第
五十五條」に改める。
本則(第五十四條を除く。中「主務大臣」を「内

閣総理大臣に、「主務省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第五十四条を次のように改める。

(権限の委任)

第五十四条 内閣総理大臣は、この法律による権限(次に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

一 第十七条第一項の規定による設立の認可

二 前条の規定による設立の認可の取消し

2 金融監督庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第八章中第五十五条の前に次の一条を加える。

(大蔵大臣への資料提出等)

第五十四条の二 大蔵大臣は、組合に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 大蔵大臣は、組合に係る制度の調査、企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、組合に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

(地方税法の一部改正)

第二十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十条第七項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(証券投資信託法の一部改正)

第二十一条 証券投資信託法(昭和二十六年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

本則(第五十六条第六項第七号、第十二条第二項第十二号、第十七条、第二十条第一項及び第二十四条の五から第二十四条の八までの規定を除く。)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第五十六条第六項第七号、第十二条第二項第十二号、第十七条、第二十条第一項及び第二十四条の五から第二十四条の八までの規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び大蔵大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第二十七条の次に次の二条を加える。

(大蔵大臣への資料提出等)

第二十七条の二 大蔵大臣は、証券投資信託に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 大蔵大臣は、証券投資信託に係る制度の調査、企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、委託会社、受託会社その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

(金融監督庁長官への権限の委任)

第二十七条の三 内閣総理大臣は、この法律による権限(次に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

一 第八十六条第一項の規定による免許

二 第二十一条第一項又は第二十三条第一項

の規定による第六条第一項の免許の取消し

(信用金庫法の一部改正)

第二十一条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

本則(第五十三条第三項第七号及び第十五項、第五十四条第四項第七号、第八十六条並びに第八十八条を除く。)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第五十三条第三項第七号及び第十五項並びに第五十四条第四項第七号中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び大蔵大臣」に改める。

第八十六条中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び大蔵大臣」に、「第八十八条まで」を「第八十七条の三まで及び第八十八条」に改める。

第八十七条の三の次に次の一条を加える。

(大蔵大臣への通知)

第八十七条の四 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。第八十七条の規定による届出(同条第三号に係るもののうち総理府令・大蔵省令で定めるものに限る。)があつたときも、同様とする。

一 第四十条の規定による免許

二 第五十八条第三項の規定又は第八十九条

第一項において準用する銀行法(以下この

条及び次条において「銀行法」という。)第三

十七条第一項(同項第一号及び第三号に係る部分に限る。)(廃業及び解散の認可)の規定による認可

三 銀行法第二十六条第一項又は第二十七条

(業務の停止等)の規定による命令(改善計

画の提出を求めることを含む。)

四 銀行法第二十七条又は第二十八条(免許の取消し等)の規定による第四条の免許の取消し

第八十八条中「大蔵大臣」を「金融監督庁長官」に、「この法律の規定による」を「前項の規定により委任された」に、「行わせる」を「委任する」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律の規定による権限(次に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

一 第四条の規定による免許

二 前条(同条第一号及び第四号に係る部分に限る。)の規定による通知

三 銀行法第二十七条又は第二十八条(免許の取消し等)の規定による第四条の免許の取消し

四 銀行法第五十六条(同条第二号に係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)の規定による告示

第八十九条第一項中並びに第五十六条第一号を「第五十六条第一号」に改め、「告示」の下に、「第五十七条の二(大蔵大臣への協議)並びに第五十七条の四(大蔵大臣への資料提出等)」を加える。

(長期信用銀行法の一部改正)

第二十三条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

本則(第二十一条を除く。)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第二十二「条中」大蔵大臣を「金融監督庁長官」に、「この法律の規定による」を「前項の規定により委任された」に、「行わせる」を「委任する」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律の規定による権限（次に掲げるものを除く。）を金融監督庁長官に委任する。

一 第四条第一項の規定による免許

二 第十七条において準用する銀行法（以下この項において「銀行法」という。）第二十七条又は第二十八条（免許の取消し等）の規定による第四条第一項の免許の取消し

三 銀行法第五十六条（同条第二号に係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）の規定による告示

四 銀行法第五十七条の三（同条第一号及び第四号に係る部分に限る。）（大蔵大臣への通知）の規定による通知

（貸付信託法の一部改正）

第二十四条 貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項第十五号中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第四条、第五条第一項、第六条第一項及び第九条中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

（金融監督庁長官への権限の委任）

第十六条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融監督庁

長官に委任する。

（中小漁業融資保証法の一部改正）

第二十五条 中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八十四条」を「第八十四条・第八十四条の二」に改める。

第八十四条第一項本文中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、第二条第三項、第六十九条第一項及び第四項、第七十六條並びに第七十七條にあつては、農林水産大臣及び大蔵大臣とする。

第八十四条第二項中「主務大臣の権限」を「農林水産大臣の権限及び前項の規定により金融監督庁長官に委任された権限」に改め、「地方支分部局の長の下に」（金融監督庁長官に委任された権限にあつては、財務局長又は財務支局長）を加え、「行わせる」を「委任する」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 第六十五条及び第六十六条に規定する主務大臣の権限は、前項本文の規定にかかわらず、農林水産大臣又は内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

3 この法律における主務省令は、農林水産省令・総理府令・大蔵省令とする。

4 内閣総理大臣は、この法律による権限次に掲げるものを除く。）を金融監督庁長官に委任する。

一 第五十条の規定による設立の認可

二 第六十七条第二項の規定による解散の命令

第四章中第八十四条の次に次の一条を加える。

（大蔵大臣への資料提出等）

第八十四条の二 大蔵大臣は、協会の制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

（信用保証協会法の一部改正）

第二十六条 信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九条」を「第三十九条の二」に改める。

第三十八条及び第三十九条を次のように改める。

（主務大臣等）

第三十八条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣及び通商産業大臣とする。ただし、第三十五条に規定する主務大臣の権限は、内閣総理大臣又は通商産業大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

2 この法律における主務省令は、総理府令・大蔵省令・通商産業省令とする。

（大蔵大臣への資料提出等）

第三十九条 大蔵大臣は、協会に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。第七章中第三十九条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第三十九条の二 内閣総理大臣は、この法律による権限（次に掲げるものを除く。）を金融監督庁長官に委任する。

一 第六条第一項の規定による設立の認可

二 第三十六条第二項の規定による設立の認可の取消し

2 前項の規定により金融監督庁長官に委任された権限及びこの法律の規定による通商産業大臣の権限については、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長（当該金融監督庁長官に委任された権限にあつては、財務局長又は財務支局長）又は地方公共団体の長に委任することができる。

（労働金庫法の一部改正）

第二十七条 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

本則（第五十八条第二項第十三号、第五十八条の二第一項第十一号、第九十条及び第九十八条を除く。）中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令・労働省令」を「総理府令・大蔵省令・労働省令」に改める。

第五十八条第二項第十三号、第五十八条の二第一項第十一号及び第九十条中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣、大蔵大臣」に改める。

第九十四条第一項中「並びに第五十六条第一号」を、「第五十六条第一号」に改め、「告示」の下に、「第五十七条の二（大蔵大臣への協議）並びに第五十七条の四第一項（大蔵大臣への資料提出等）」を加え、同条第二項中「規定」の下に「（同法第十四条の二及び第五十七条の四第一項を除く。）」を、「労働大臣」との下に、「同法第

十四条の二「中」内閣総理大臣及び大蔵大臣とあるのは「内閣総理大臣、大蔵大臣及び労働大臣」とを加える。

第九十六条の二の次に次の一条を加える。

(大蔵大臣への通知)

第九十六条の三 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。第九十一条(届出事項)の規定による届出(同条第三号に係るもの)のうち総理府令・大蔵省令・労働省令で定めるものに限る。があつたときも、同様とする。

一 第六条(事業免許)の規定による免許

二 第六十二条第三項(合併及び事業等の譲渡又は譲受け)の規定又は第九十四条第一項において準用する銀行法(以下第九十四条第一項において「銀行法」という。)第三十七条第一項(同項第一号及び第三号に係る部分に限る。)(廃業及び解散の認可)の規定による認可

三 第九十五条第一項(業務の停止等)の規定又は銀行法第二十六条第一項(業務の停止等)の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む。)

四 第九十五条(事業免許の取消し等)の規定による事業の免許の取消し

第九十七条中「第九十四条第一項において準用する」を削り、「同法を「銀行法」に改める。

第九十八条を次のように改める。

(権限の委任)

第九十八条 内閣総理大臣は、この法律の規定による権限(次に掲げるものを除く。)を金融

監督庁長官に委任する。

一 第六条(事業免許)の規定による免許

二 第九十五条(事業免許の取消し等)の規定による事業の免許の取消し

三 第九十六条の三(同条第一号及び第四号に係る部分に限る。)(大蔵大臣への通知)の規定による通知

四 銀行法第五十六条(同条第一号に係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)の規定による告示

2 前項の規定により金融監督庁長官に委任された権限及びこの法律の規定による労働大臣の権限については、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長(当該金融監督庁長官に委任された権限にあつては、財務局長又は財務支局長又は都道府県知事に委任することができる。)

(外国為替銀行法の一部改正)

第二十八条 外国為替銀行法(昭和二十九年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

本則(第十六条を除く。)(中)「大蔵大臣を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第十六条中「大蔵大臣」を「金融監督庁長官」に、「この法律の規定による」を「前項の規定により委任された」に、「行わせる」を「委任する」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律の規定による権限(次に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

一 第四条第一項の規定による免許

二 第十一条において準用する銀行法(以下この項において「銀行法」という。)第二十七条又は第二十八条(免許の取消し等)の規定による第四条第一項の免許の取消し

三 銀行法第五十六条(同条第二号に係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)の規定による告示

四 銀行法第五十七条の三(同条第一号及び第四号に係る部分に限る。)(大蔵大臣への通知)の規定による通知

附則第四項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第五項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

(自動車損害賠償保障法の一部改正)

第二十九条 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

本則(第二十八条の二第二項、第四項及び第六項、第二十八条の三第五項、第二十九条の二第三項並びに第三十二条を除く。)(中)「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十六条第二項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第二十七条第一項中「同条第二項」を「同条第七項」に、「主務大臣」を「農林水産大臣」に改める。

第二十七条の二第二項中「同条第二項の規定により主務大臣」を「同条第七項の規定により農林水産大臣」に改め、同条第二項中「同条第二項の規定により主務大臣の権限の一部を委任されたる都道府県知事」を「同条第七項の規定により農

林水産大臣の権限の一部を委任されたる都道府県知事」に、「同条第二項の規定により主務大臣の権限の一部を委任されたる地方支分部局の長」を「同条第三項の規定により主務大臣の権限の一部を委任されたる地方支分部局の長」に改める。

第二十八条の二第二項中「省令」を「農林水産省令」に改め、「運輸大臣」の下に「並びに内閣総理大臣」を加え、同条第四項及び第六項中「運輸大臣」の下に「並びに内閣総理大臣」を加える。

第二十八条の三第五項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣、大蔵大臣」に改める。

第二十九条の二第一項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め、同条第三項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び大蔵大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第三十一条中「大蔵省令」を「金融監督庁」に改める。

第三十一条中「審議会は、」の下に「内閣総理大臣又は」を加える。

第三十九条中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第八十四条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律による権限(第三十五条の規定による権限を除く。)を金融監督庁長官に委任する。

(金融制度調査会設置法の廃止)

第三十条 金融制度調査会設置法(昭和三十一年法律第百二十五号)は、廃止する。

(租税特別措置法の一部改正)

第三十一条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十七条の十一第四項第一号中「第四十九
条第一項」を「第百六十一条の二第一項」に改め
る。

第六十七條の九第一項の表第一号及び第二号
中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め、
同表第五号中「第五十六條の二第一項」を「第五
十六條第一項」に、「大蔵省令」を「総理府令・大
蔵省令」に改め、同表第二項の表第一号及び第
二号中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改
め、同表第五号中「第五十六條の二第三項」を
「第五十六條第三項」に、「大蔵省令」を「総理府
令・大蔵省令」に改める。

(農業信用保証保険法の一部改正)

第三十二條 農業信用保証保険法(昭和三十六年
法律第二百四号)の一部を次のように改正す
る。

目次中「第七十二條」を「第七十二條・第七十
二條の二」に改める。

第七十二條の見出しを「(主務大臣等)」に改
め、同条第一項本文中「大蔵大臣」を「内閣総理
大臣」に改め、同項ただし書を次のように改め
る。

ただし、第二條第三項、第五十九條第一項
及び第六十六條第一項第一号にあつては、農
林水産大臣及び大蔵大臣とする。

第七十二條第二項中「主務大臣の権限」を「農
林水産大臣の権限及び前項の規定により金融監
督庁長官に委任された権限について」に、「行な
わせる」を「委任する」に改め、同項を同条第五
項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。
2 第五十五條及び第五十六條に規定する主務
大臣の権限は、前項本文の規定にかかわら

ず、農林水産大臣又は内閣総理大臣がそれぞ
れ単独に行使用することを妨げない。

3 この法律において「主務省令」とあるのは、
農林水産省令・総理府令・大蔵省令とする。

4 内閣総理大臣は、この法律による権限(次
に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委
任する。

一 第二十六條の規定による設立の認可
二 第五十七條第二項の規定による解散の命
令

第四章中第七十二條の次に次の一條を加え
る。

(大蔵大臣への資料提出等)

第七十二條の二 大蔵大臣は、基金協会の制度
の調査、企画又は立案をするため必要がある
と認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要
な資料の提出及び説明を求めることができる。

(地震保険に関する法律の一部改正)

第三十三條 地震保険に関する法律(昭和四十
一年法律第七十三号)の一部を次のように改正す
る。

第二條第一項中「社員」の下に「(第九条の二に
おいて「保険会社」という。)」を加える。

第九条の次に次の三條を加える。

(協議)

第九条の二 内閣総理大臣は、地震保険契約に
よつて保険会社等が負う保険責任を再保険す
る保険会社に対し、保険業法第三百十一條の
二第一項各号に掲げる処分をしようとする
ときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなけれ
ばならない。

(通知等)

第九条の三 内閣総理大臣は、第一号に掲げる
場合に該当するときはあらかじめ、第二号か
ら第五号までに掲げる場合のいずれかに該当
するときは遅滞なく、その旨及びその内容を
大蔵大臣に通知するものとする。

一 保険業法第三百十一條、第二百三十三條又は
第二百二十九條の規定による変更の命令で
あつて、政府の再保険に係る地震保険契約
に関するものをしようとするとき。

二 保険業法第四條第一項、第百八十七條第
一項又は第二百二十條第一項に規定する免
許申請書が提出された場合において、それ
に添付された事業方法書に政府の再保険に
係る地震保険契約に関する記載があつたと
き。

三 保険業法第二百二十三條第一項(同法第二
百七條において準用する場合を含む。)又は
第二百二十五條第一項の規定による変更の
認可の申請であつて、政府の再保険に係る
地震保険契約に関するものがあつたとき。

四 損害保険料率算出団体に関する法律(昭
和二十三年法律第九十三号)第十條第一
項又は第十條の六第三項の規定による届出
であつて、政府の再保険に係る地震保険契
約に関するものがあつたとき。

五 損害保険料率算出団体に関する法律第十
條の五第五項又は第十條の六第十項の規定
による認可の申請であつて、政府の再保険
に係る地震保険契約に関するものがあつた
とき。

2 大蔵大臣は、前項の通知を受けた場合にお

いて、この法律に規定する政府の再保険事業
の健全な經營を確保するため必要があると認
めるときは、内閣総理大臣に対し、意見を述
べることができる。

3 内閣総理大臣は、前項の規定により大蔵大
臣から意見が述べられたときは、その意見を
尊重するものとする。

(金融監督庁長官への権限の委任)

第九条の四 内閣総理大臣は、この法律による
権限(第九条の二の規定による権限のうち保
險業法第三百十一條の二第一項第二号に掲
げる処分に係るものを除く。)を金融監督庁長官
に委任する。

(登録免許税法の一部改正)

第三十四條 登録免許税法(昭和四十二年法律第
三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十四号の二中「大蔵大臣」を「内
閣総理大臣」に改める。

(金融機関の合併及び転換に関する法律の一部
改正)

第三十五條 金融機関の合併及び転換に関する法
律(昭和四十三年法律第八十八号)の一部を次の
ように改正する。

本則(第三十條を除く。)中「大蔵大臣」を「内閣
総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省
令」に改める。

第六條に次の一項を加える。

10 内閣総理大臣は、第一項の認可をしたとき
は、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知する
ものとする。

第三十條中「大蔵大臣」を「金融監督庁長官」
に、「この法律による」を「政令で定めるところ

により、前項の規定により委任されたに、「行
わせる」を「委任する」に改め、同条を同条第二
項とし、同条に第一項として次の一項を加え
る。

内閣総理大臣は、この法律による権限(政
令で定めるものを除く。)を金融監督庁長官に
委任する。

(外国証券業者に関する法律の一部改正)

第三十六条 外国証券業者に関する法律(昭和四
十六年法律第五号)の一部を次のように改正す
る。

目次中「第三十二条の二」を「第三十二条の五」
に改める。

本則(第八条第十項、第二十一条の二、第二
十四条第一項及び第三十二条を除く。)中「大蔵
大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理
府令・大蔵省令」に改める。

第八条第十項中「法務省令、大蔵省令」を「総
理府令・法務省令・大蔵省令」に改める。

第十七条第一項中、「信用取引等の場合の保
証金の預託」を削る。

第二十一条の二を削る。

第二十四条第一項中「こえない」を「超えない」
に、「大蔵大臣の」を「総理府令・大蔵省令」に
改める。

第三十二条を次のように改める。

(大蔵大臣への協議)

第三十二条 内閣総理大臣は、外国証券会社に
対し次に掲げる処分をすることが有価証券の
流通に重大な影響を与えるおそれがあると認
めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の
円滑を図るために必要な措置に関し、大蔵大

臣に協議しなければならない。

一 第十二条第一項の規定による第三条第一
項の免許の取消し

二 第十二条第一項の規定又は第二十條にお
いて準用する証券取引法第五十四条第一項
若しくは第二項の規定による業務の全部又
は一部の停止の命令

第三十二条の二中「第二十一条の二」を「前条
第二項」に、「前条第二項」を「同条第四項」に改
め、第四章中同条を第三十二条の五とする。

第三十二条の次に次の三條を加える。

(大蔵大臣への通知)
第三十二条の二 内閣総理大臣は、次に掲げる
処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵
大臣に通知するものとする。

一 第三条第一項の規定による免許

二 第十一条の規定による認可

三 第十二条第一項の規定による第三条第一
項の免許の取消し

四 第十二条第一項の規定又は第二十條にお
いて準用する証券取引法第五十四条第一項
若しくは第二項の規定による命令

(大蔵大臣への資料提出等)
第三十二条の三 大蔵大臣は、外国証券会社に
係る制度の調査、企画又は立案をするため必
要があると認めるときは、内閣総理大臣に対
し、必要な資料の提出及び説明を求めること
ができる。

2 大蔵大臣は、外国証券会社に係る制度の調
査、企画又は立案をするため特に必要がある
と認めるときは、その必要の限度において、
外国証券会社に対し、資料の提出、説明その

他の協力を求めることができる。

(権限の委任)

第三十二条の四 内閣総理大臣は、この法律に
よる権限(次に掲げるものを除く。)を金融監
督庁長官に委任する。

一 第三条第一項の規定による免許

二 第十二条第一項の規定による第三条第一
項の免許の取消し

三 第三十二条の二(同条第一号及び第三号
に係る部分に限る。)の規定による通知

2 金融監督庁長官は、前項の規定により委任
された権限(有価証券の売買その他の取引又
は証券取引法第三十八条第一項に規定する有
価証券指数等先物取引等、有価証券オプショ
ン取引等若しくは外国市場証券先物取引等の
公正の確保に係る規定として政令で定める規
定に関するものに限る。)を証券取引等監視委
員会(以下この条及び次条において「委員会」
という。)に委任する。ただし、報告又は資料
の提出を命ずる権限は、金融監督庁長官が自
ら行うことを妨げない。

3 金融監督庁長官は、政令で定めるところに
より、第一項の規定により委任された権限
(前項の規定により委員会に委任されたもの
を除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に
委任することができる。

4 委員会は、政令で定めるところにより、第
二項の規定により委任された権限の一部を財
務局長又は財務支局長に委任することができる。

5 前項の規定により財務局長又は財務支局長
に委任された権限に係る事務に関しては、委

員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督す
る。

第三十八条の二中「証券取引法第二百十條第
一項」を「同法第二百十條第一項」に、「第十一
章」を「第十章」に改める。

第三十九条第一項第一号中「第四十九條第
一項又は二」を削る。

(預金保険法の一部改正)

第三十七条 預金保険法(昭和四十六年法律第三
十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十七條」を「第六十七條の二」に改
める。

第二十一条第三項中「大蔵大臣が」を「大蔵大
臣及び内閣総理大臣がそれぞれ」に改める。

第五十五条第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理
大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

3 機構は、前二項の規定による通知を受けた
ときは、直ちに、その旨を大蔵大臣に報告し
なければならない。

第五十六条第一項第一号中「前条」を「前条第
一項又は第二項」に改め、同条第四項中「大蔵大
臣」を「大蔵大臣及び内閣総理大臣」に、「第八
十一条の三第三項」を「第八十一条の三第四項」
に、「大蔵大臣及び」を「大蔵大臣並びに内閣総
理大臣及び」に改め、同項を同条第五項とし、
同条第三項第一号中「前条」を「前条第一項又は
第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条
第二項の次に次の一項を加える。

3 大蔵大臣は、前項の規定により第一項の期
限を延長する場合には、内閣総理大臣の同意
を得なければならない。

第五十七條第一項第二号中「第五十五條」を「第五十五條第一項又は第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同条第五項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第五十九條第三項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 機構は、第一項又は第二項の規定による申込みを受けたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に報告しなければならない。

第六十條第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「前条第四項」を「前条第五項」に改め、同条第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

3 機構は、第一項の規定による申込みを受けたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に報告しなければならない。

第六十一條第一項及び第三項から第六項までの規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

7 機構は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に報告しなければならない。

第六十二條第一項及び第三項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第四項中「第六項」を「第七項」に改める。

第六十三條第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「第五十九條第四項第一号」を「第五十九條第五項第一号」に、「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第四項及び第六項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改

める。

第六十四條第三項中「大蔵大臣」を「大蔵大臣及び内閣総理大臣」に、「大蔵大臣及び」を「大蔵大臣並びに内閣総理大臣及び」に改める。

第六十五條中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第六十六條第一項及び第三項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

4 機構は、第一項又は前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を大蔵大臣に報告しなければならない。

第三章第四節第一款中第六十七條の次に次の一条を加える。

(大蔵大臣への協議)

第六十七條の二 内閣総理大臣は、その行おうとする適格性の認定等に係る合併等のために機構による資金援助が行われたならば、機構の財務の状況が著しく悪化し信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。

第六十八條、第六十九條、第七十條第一項及び第七十三條第六項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第七十四條第四項及び第十一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

12 機構は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を大蔵大臣に報告しなければならない。

第七十九條第一項及び第三項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第八十一條の三第三項中「場合において、当該金融機関が信用協同組合であるときは都道府県知事に協議し、」を「ときは、内閣総理大臣」に、「労働大臣」を「内閣総理大臣及び労働大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

4 大蔵大臣は、前項の同意を得て、第一項の認可を行う場合において、当該金融機関が信用協同組合であるときは、都道府県知事に協議しなければならない。

第八十一條の四第五項中「第五十六條第四項」を「第五十六條第五項」に改める。

第八十三條中「大蔵大臣」を「金融監督庁長官」に、「この法律の規定による」を「前項の規定により委任された」に、「行わせる」を「委任する」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く)を金融監督庁長官に委任する。

第八十七條第二号中「第五十六條第四項」を「第五十六條第五項」に改める。

第九十一條に次の一号を加える。

八 第五十五條第三項、第五十九條第四項、第六十條第三項、第六十一條第七項(第六十二條第四項において準用する場合を含む。)、第六十六條第四項又は第七十四條第十二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

附則第八條第一項第一号及び第六号中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第十六條第一項及び第二項中「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加え、同条第三項中「規定は、」の下に「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を加え、同条第四項中「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加える。

附則第十七條第三項中「及び」の下に「第四項並びに」を、「規定は、」の下に「大蔵大臣」を加える。

附則第二十二條第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(農村地域工業等導入促進法の一部改正)
第三十八條 農村地域工業等導入促進法(昭和四十六年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第十三條中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する内閣総理大臣の権限は、金融監督庁長官に委任する。

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正)
第三十九條 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第五十七條に次の一項を加える。

4 機構は、第一項又は前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を大蔵大臣に通知しなければならない。

第五十八條中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。
3 主務大臣は、前項の規定により第一項の期限を延長するときは、内閣総理大臣の同意を得なければならない。
第五十九條第二項中「前条第三項」を「前条第

四項に改め、同条第五項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第六十五条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 主務大臣は、前項の認可を行うときは、内閣総理大臣の同意を得なければならない。

第六十八条の二中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 主務大臣は、第一項の認可を行うときは、内閣総理大臣の同意を得なければならない。
第六十八条の三第五項中「第五十八条第四項」を「第五十八条第五項」に改める。

第七十条の見出しを「(主務大臣等)」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第五十七條第二項及び第三項、第三章第四節(第六十五條第三項及び第四項を除く。)並びに前条に規定する主務大臣は農林水産大臣及び内閣総理大臣とし、第二十一條第三項及び第五十八條第五項(第五十九條第五項及び第六十八條の三第五項において準用する場合を含む。)に規定する主務大臣は農林水産大臣、大蔵大臣及び内閣総理大臣とする。

第七十条に次の二項を加える。

2 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

3 この法律における主務省令は、農林水産省令・大蔵省令とする。

第七十二條第一項第二号中「第五十八條第四項」を「第五十八條第五項」に、「第六十五條第四項」を「第六十五條第五項」に改める。

第七十六條に次の一号を加える。

八 第五十七條第四項の規定による通知をせず、又は不正の通知をしたとき。

附則第八條第三項中「及び」の下に「第四項並びに」を加える。

附則第十二條を附則第十三條とし、附則第十三條の次に次の一條を加える。

(主務大臣)

第十二條 第七十條第一項本文の規定にかかわらず、附則第二條第二項に規定する主務大臣は農林水産大臣及び内閣総理大臣とし、附則第七條第一項及び第二項、同条第三項において準用する第六十三條第六項並びに附則第七條第四項に規定する主務大臣は農林水産大臣、大蔵大臣及び内閣総理大臣とする。

(銀行法の一部改正)

第四十條 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

本則(第十四條の二及び第五十九條を除く。)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第十四條の二中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び大蔵大臣」に改める。

第五十七條の次に次の三條を加える。

(大蔵大臣への協議)

第五十七條の二 内閣総理大臣は、銀行に対し次に掲げる処分をすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。
一 第二十六條第一項又は第二十七條の規定

による業務の全部又は一部の停止の命令

二 第二十七條又は第二十八條の規定による第四條第一項の免許の取消し

(大蔵大臣への通知)

第五十七條の三 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。第五十三條の規定による届出(同条第五号に係るもの)のうち総理府令・大蔵省令で定めるものに限る。)があつたときも、同様とする。

一 第四條第一項の規定による免許

二 第十六條の二第一項(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第四項に規定する破綻金融機関に該当する銀行の株式の取得又は所有に係る場合に限る。)、第三十條第一項から第三項まで又は第三十七條第一項の規定による認可

三 第二十六條第一項又は第二十七條の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む。)

四 第二十七條又は第二十八條の規定による第四條第一項の免許の取消し

(大蔵大臣への資料提出等)

第五十七條の四 大蔵大臣は、銀行に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 大蔵大臣は、銀行に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、その必要の限度において、銀行その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他

の協力を求めることができる。

第五十九條中「大蔵大臣」を「金融監督庁長官」に、「この法律によるを」を「前項の規定により委任された」に、「行わせるを」を「委任する」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律による権限(次に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

一 第四條第一項の規定による免許

二 第二十七條又は第二十八條の規定による第四條第一項の免許の取消し

三 第五十六條(同条第二号に係る部分に限る。)の規定による告示

四 第五十七條の三(同条第一号及び第四号に係る部分に限る。)の規定による通知

附則第五條第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

附則第十一條、第十七條及び第十八條並びに附則第二十條の見出し中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(貸金業の規制等に関する法律の一部改正)

第四十一條 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

本則(第四十五條を除く。)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第四十四條の次に次の一條を加える。
(大蔵大臣への資料提出等)
第四十四條の二 大蔵大臣は、貸金業に係る制

度の調査、企画又は立案をするため必要があるとき、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 大蔵大臣は、貸金業に係る制度の調査、企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、貸金業者内閣総理大臣の登録を受けた者に限り、又は協会若しくは連合会に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

第四十五条中「大蔵大臣」を「金融監督庁長官」に、「この法律による」を「前項の規定により委任された」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融監督庁長官に委任する。

附則第九条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第七条及び第八条中「大蔵大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第十条中「大蔵大臣は、政令で定めるところにより」とあるのは「内閣総理大臣は」と、「の全部又は一部」とあるのは「（政令で定めるものを除く。）と」、「都道府県知事」とあるのは「金融監督庁長官」と、「委任すること」ができる」とあるのは「委任する」とする。

附則第九条に次の二項を加える。

2 大蔵大臣は、前項に規定する政令で定める者に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があるとき、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

ことができる。

3 大蔵大臣は、第一項に規定する政令で定める者に係る制度の調査、企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該政令で定める者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部改正）
第四十二条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第九項第一号中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正）
第四十三条 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

本則（第十條第十一項及び第五十一條を除く。）中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。
第十條第十一項中「法務省令・大蔵省令」を「総理府令・法務省令・大蔵省令」に改める。
第三十三條中「第四十九條」を「第五十六條の第三項」に改める。

第五十一條を次のように改める。
（大蔵大臣への資料提出等）
第五十一條 大蔵大臣は、投資顧問業に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があるとき、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

（大蔵大臣への資料提出等）
第五十一條 大蔵大臣は、投資顧問業に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があるとき、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 大蔵大臣は、投資顧問業に係る制度の調査、企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、投資顧問業者又は証券投資顧問業協会若しくは全国証券投資顧問業協会連合会に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

第五十一條の次に次の一項を加える。

（権限の委任）

第五十一條の二 内閣総理大臣は、この法律による権限（次に掲げるものを除く。）を金融監督庁長官に委任する。

一 第二十四條第一項の規定による認可
二 第三十九條第一項の規定による第二十四条第一項の認可の取消し

2 金融監督庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

（抵当証券業の規制等に関する法律の一部改正）
第四十四條 抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

本則（第四十五條を除く。）中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第三十八條第二項中「この章の下に」及び「次章」を加える。
第四十四條の次に次の一項を加える。

（大蔵大臣への資料提出等）

第四十四條の二 大蔵大臣は、抵当証券業に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があるとき、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 大蔵大臣は、抵当証券業に係る制度の調査、企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、抵当証券業者又は抵当証券保管機構若しくは協会に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

第四十五條中「大蔵大臣」を「金融監督庁長官」に、「この法律による」を「前項の規定により委任された」に、「行わせる」を「委任する」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律による権限（第二十七條第一項及び第二項の規定による権限を除く。）を金融監督庁長官に委任する。

（金融先物取引法の一部改正）
第四十五條 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十條の二」を「第九十條」に改める。

本則（第三十七條第二項及び第四十三條第一項を除く。）中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第十三條第一項及び第十四條中「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加える。
第十七條第一項中「業務規程又は受託契約準則」を「又は業務規程（金融先物取引の公正の

確保に係る金融先物取引所の業務として政令で定める業務(次項及び第五十五条において「取引の公正の確保に係る業務」という。)に関するものに限り、」に改め、「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加え、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。 2 業務規程(取引の公正の確保に係る業務に関するものを除く。)又は受託契約準則の変更は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 3 大蔵大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。 5 大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。 第二十七条第三項、第三十条第二項及び第三十三条中「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加える。 第三十八条に次の一項を加える。 2 大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。 第三十九条に次の一項を加える。 2 大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。 第四十三條第二項中「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 2 内閣総理大臣は、大蔵大臣に対し、前項の	相場及び取引高報告書の写しの提出を求めることができる。 第四十五条中「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加える。 第四十八条第二項を次のように改める。 2 金融先物取引所は、大蔵大臣が、取引の事情を考慮して金融先物取引の受託について受託契約準則で定めるべき委託証拠金の料率の下限を定めるときは、これを下回る料率を定めてはならない。 第四十九条第二項及び第三項中「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加える。 第五十二条第一項中「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 2 前項の規定による権限は、大蔵大臣及び内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使用することを妨げない。ただし、大蔵大臣の金融先物取引所の会員に対する同項の規定による権限は、これを単独に行使しないものとする。 第五十二条の二を削る。 第五十三条及び第五十四条中「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加える。 第五十五条中「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加え、「業務規程、受託契約準則その他の規則」を「及び業務規程その他の規則(取引の公正の確保に係る業務に関するものに限り、)」に、「又はを」、「又は」に改め、同条に次の二項を加える。 2 大蔵大臣は、金融先物取引所に対し、当該	金融先物取引所の受託契約準則及び業務規程その他の規則(取引の公正の確保に係る業務に関するものを除く。)について、金融先物取引の公正を確保し、又は委託者を保護するため必要と認める変更その他の処分を命ずることができ。 3 大蔵大臣は、前項の規定による処分を命じようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。 第五十六条、第五十七条第一項、第五十八条第一項、第五十九条、第六十一条第一項、第六十二条、第六十三条、第六十四条第一項及び第七十六條中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。 第七十七条第一項及び第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「第五十二条第二項及び第三項」を「第五十一条第三項及び第四項」に改める。 第七十七条の二を削る。 第七十八条、第七十九条、第八十二条第二項、第八十三条、第八十三条の二、第八十八条の二及び第八十九条(見出しを含む。)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。 第九十条第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「第五十一条第二項及び第三項」を「第五十二条第三項及び第四項」に改める。 第九十条の二を削る。 第九十一条中「大蔵大臣は、第五十三条、第五十四条又は」を「大蔵大臣及び内閣総理大臣は第五十三条又は第五十四条の規定による処分をしたとき、内閣総理大臣は」に改める。	第九十一条の三の次に次の一条を加える。 (大蔵大臣への資料提出等) 第九十一条の四 大蔵大臣は、金融先物取引及び金融先物取引等の受託等に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。 2 大蔵大臣は、金融先物取引及び金融先物取引等の受託等に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、その必要の限度において、金融先物取引業者又は金融先物取引業協会に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。 第九十二条を次のように改める。 (権限の委任) 第九十二条 内閣総理大臣は、この法律による権限(次に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。 一 第十四条の規定による設立の免許 二 第五十三条第一項(第三号を除く。)の規定による第十四条の設立の免許の取消し 2 金融監督庁長官は、次に掲げる権限を証券取引等監視委員会(以下この条及び次条において「委員会」という。)に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融監督庁長官が自ら行うことを妨げない。 一 第五十二条の規定による権限(金融先物取引所に対するものにあつては金融先物取引の公正の確保に係る金融先物取引所の業務として政令で定める業務に関するものに限り、)とし、金融先物取引所の会員に対
--	---	--	--

するものにあつては金融先物取引又はその受託の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）

二 第七十七条の規定による権限（金融先物取引又は金融先物取引等の受託等の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）

三 第九十条の規定による権限（金融先物取引又は金融先物取引等の受託等の公正の確保に係る金融先物取引業協会の業務として政令で定める業務に関するものに限る。）

3 金融監督庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（前項の規定により委員会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

4 委員会は、政令で定めるところにより、第二項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

5 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務については、委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

6 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律の規定による権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第九十二条の二「第五十二條の二、第七十七條の二及び第九十條の二」を「前條第二項に、「前條第二項」を「同條第四項」に改める。

第九十五條第三号中「第五十五條を」第五十五條第一項若しくは第二項に改める。

第百一条第二号中「第十七條第二項前段」を「第十七條第四項前段」に改める。

第百四條第一号の二中「第十七條第二項後段」を「第十七條第四項後段」に改め、同條第四号中「第三十八條又は第三十九條を」第三十八條第一項又は第三十九條第一項に改め、同條第七号中「第四十三條第二項」を「第四十三條第三項」に改める。

第百二十條中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、同條第一項中「財務局長又は財務支局長の職員のうち、犯則事件の調査を担当する者として、財務局長又は財務支局長が委員会の承認を得て」を「前項の規定により財務局長又は財務支局長が」に改め、同項を同條第二項とし、同條に第一項として次の一項を加える。

財務局長又は財務支局長は、委員会の承認を得て、財務局長又は財務支局長の職員のうち、犯則事件の調査を担当する者を指定するものとする。

（前払式証券の規制等に関する法律の一部改正）
第四十六條 前払式証券の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

本則（第十三條第八項及び第二十八條を除く。）中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第十三條第八項中「法務省令・大蔵省令」を「総理府令・法務省令・大蔵省令」に改める。

第二十三條第二項中「この章の下に」及び「第二章」を加える。

第二十七條の次に次の一條を加える。

（大蔵大臣への資料提出等）
第二十七條の二 大蔵大臣は、前払式証券に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 大蔵大臣は、前払式証券に係る制度の調査、企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、自家型発行者等又は協会に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

第二十八條中「大蔵大臣」を「金融監督庁長官」に、「この法律による」を「前項の規定により委任された」に、「行わせる」を「委任する」に改め、同條を同條第二項とし、同條に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融監督庁長官に委任する。

附則第七條第三項第二号中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

（商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正）
第四十七條 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第四十九條第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同條第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び大蔵大臣」に改め、同條第三項中「この法律による権限」を「前項の規定により金融監督庁長官に委任された権限並びにこの法律

による農林水産大臣及び通商産業大臣の権限について」に、「地方支分部局の長」を「その一部を地方支分部局の長（当該金融監督庁長官に委任された権限にあつては、財務局長又は財務支局長）に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、第二章の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を金融監督庁長官に委任する。

第五十條の二 大蔵大臣は、商品投資販売業に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正）
第四十八條 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第九條第九号中「第四十九條第一項（外国証券業者に関する法律第十七條第一項において準用する場合を含む。）の」を「第五十六條の三第一項に規定する」に改める。

（国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の一部改正）
第四十九條 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律

平成年六月十六日 参議院會議録第三十六号
金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

律(平成三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第五十一条 主務大臣(の下に、主務大臣が内閣総理大臣である場合においては金融監督庁長官とし、)を加え、都道府県知事を、都道府県知事とする。に改め、同条第三項中「主務大臣」の下に「(主務大臣が内閣総理大臣である場合においては、金融監督庁長官。第七條において同じ。)」を加える。

(特定債権等に係る事業の規制に関する法律の一部改正)

第五十条 特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第七十二条 第一項中「大蔵大臣を」内閣総理大臣に改め、同条第二項中「大蔵大臣を」内閣総理大臣、大蔵大臣に改め、同条第三項中「この法律による権限を」前項の規定により金融監督庁長官に委任された権限及びこの法律による通商産業大臣の権限について、「地方支分部局の長を」その一部を地方支分部局の長(当該金融監督庁長官に委任された権限にあつては、財務局長又は財務支局長)に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

第七十二条の次に次の一条を加える。

(大蔵大臣への資料提出等)
第七十二条の二 大蔵大臣は、特定債権等譲受業及び小口債権販売業に係る制度の調査、企

画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第五十一条 金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成四年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十九条及び第二十七条中「大蔵大臣を」内閣総理大臣に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

(協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正)

第五十二条 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四十五条の次に次の一条を加える。

(金融監督庁長官への権限の委任)

第四十五条の二 この法律による主務大臣の権限であつて、前条の規定により内閣総理大臣の権限とされるもの(政令で定めるものを除く。)は、金融監督庁長官に委任する。

(不動産特定共同事業法の一部改正)

第五十三条 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第四十九条 第一項第一号中「大蔵大臣を」内閣総理大臣に改め、同条第二項中「大蔵省令・建設省令」を「総理府令・大蔵省令・建設省令」に改め、同条第三項中「この法律による主務大臣の権限を」前項の規定により金融監督庁長官に委任された権限及びこの法律による建設大臣

の権限について、「地方支分部局の長を」その一部を地方支分部局の長(当該金融監督庁長官に委任された権限にあつては、財務局長又は財務支局長)に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

第四十九条の次に次の一条を加える。

(大蔵大臣への資料提出等)

第四十九条の二 大蔵大臣は、不動産特定共同事業に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(保険業法の一部改正)

第五十四条 保険業法(平成七年法律第五号)の一部を次のように改正する。

目次中「大蔵大臣を」内閣総理大臣に改める。

本則(第百十六條第二項、第百九十九條第十一項、第百二十三条第十二項、第百五十九條から第百六十一條まで、第百六十三條から第百六十五條まで、第百六十九條第二項、第百七十條、第百九十一條第十二項、第三百一十條第一項、第三百一十二條及び第三百一十三條を除く。)中「大蔵大臣を」内閣総理大臣に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第百十六條第二項中「大蔵大臣を」内閣総理大臣及び大蔵大臣に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第百十九條中「第七十六條」を「第七十六條第

一項」に改める。

第百九十九條第十一項及び第二百二十三條第十二項中「法務省令・大蔵省令」を「総理府令・法務省令・大蔵省令」に改める。

第二百六十七條の次に次の一項を加える。

5 保険契約者保護基金は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に報告しなければならない。

第二百六十九條第二項及び第二百七十條第三項中「大蔵大臣を」内閣総理大臣及び大蔵大臣に改める。

第二百七十八條第一項及び第二百八十八條第一項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」で定める場所に改める。

第二百九十一條第十二項中「法務省令・大蔵省令」を「総理府令・法務省令・大蔵省令」に改める。

第三百十條第一項中「大蔵大臣を」内閣総理大臣又は大蔵大臣に改める。

第三百一十一條の次に次の三條を加える。

(大蔵大臣への協議)
第三百一十一條の二 内閣総理大臣は、保険会社、外国保険会社等又は免許特定法人に対し次に掲げる処分をすることが保険業に対する信頼性の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、保険業に対する信頼性の維持を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第百三十二條、第百三十三條、第百四十一條又は第二百四十一條の規定による業

務(外国保険会社等又は免許特定法人にあっては、日本における業務)の全部又は一部の停止の命令

二 第二百三十三條、第二百三十四條、第二百五條、第二百六條、第二百三十一條又は第二百三十二條の規定による第三條第一項、第二百八十五條第一項又は第二百九十九條第一項の免許の取消し

三 第二百四十一條の規定による保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分

2 内閣総理大臣は、その行おうとする第二百六十七條第一項の認定又は第二百六十八條第一項の付記に係る保険契約の移転等(第二百六十條第五項第一号に規定する保険契約の移転等をいう。)のために保険契約者保護基金による第二百六十條第一項第一号の資金援助が行われたならば、利用可能な資金の状況が著しく悪化し保険業に対する信頼性の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、保険業に対する信頼性の維持を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。

(大蔵大臣への通知)
第二百三十一條の三 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

一 第三條第一項、第二百八十五條第一項又は第二百九十九條第一項の規定による免許
二 第二百六條第一項(第二百六十條第五項第二号に規定する破綻保険会社に該当する保険会社その他の総理府令・大蔵省令で定める保険会社の株式の取得又は所有に係る場

合に限る。)、第二百二十九條第一項、第四百十二條、第五百三十三條第一項、第六百六十七條第一項、第二百八條又は第二百三十三條の規定による認可

三 第二百三十條第一項、第二百二條第一項若しくは第二百二十八條第一項の規定による改善計画の提出の求め又は第二百三十條第二項、第二百二條第二項若しくは第二百二十八條第二項の規定による改善計画の変更の命令

四 第四百三十二條、第四百三十三條、第四百三十一條、第二百五條、第二百三十條、第二百三十一條、第二百四十一條、第二百四十七條第五項又は第二百五十八條第一項の規定による命令

五 第二百三十三條、第二百三十四條、第二百五條、第二百六條、第二百三十一條又は第二百三十二條の規定による第三條第一項、第二百八十五條第一項又は第二百九十九條第一項の免許の取消し
六 第二百四十一條の規定による保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分
七 第二百四十七條第二項又は第四項の規定による承認

2 内閣総理大臣は、次に掲げる規定による届出第一号に掲げる規定による届出にあっては、総理府令・大蔵省令で定める場合に係るものに限り、があつたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。
一 第二百二十七條(同条第五号に係る部分に限る。)
二 第二百九條(同条第五号から第八号まで

に係る部分に限る。)
三 第二百三十四條(同条第四号から第七号までに係る部分に限る。)
(大蔵大臣への資料提出等)
第二百三十一條の四 大蔵大臣は、保険業に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 大蔵大臣は、保険業に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、その必要の限度において、保険会社、外国保険会社等、免許特定法人の総代理店(第二百九十九條第一項に規定する総代理店をいう。)その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

第二百三十一條の見出しを「総理府令・大蔵省令等への委任」に改め、同条中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令(保険契約者保護基金及びその行う業務に係るものにあつては、大蔵省令)に改める」。

第二百三十三條中「大蔵大臣」を「金融監督庁長官」に、「この法律による」を「前項の規定により委任された」に、「行わせる」を「委任する」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律による権限(次に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。
一 第三條第一項、第二百八十五條第一項又は第二百九十九條第一項の規定による免許

二 第二百三十三條、第二百三十四條、第二百五條、第二百六條、第二百三十一條又は第二百三十二條の規定による第三條第一項、第二百八十五條第一項又は第二百九十九條第一項の免許の取消し

三 第二百八十九條前段若しくは第二百二十二條前段又は第二百三十七條(同条第二号に係る部分に限る。若しくは第二百七十三條(同条第二号に係る部分に限る。))の規定による告示

四 第二百三十一條の三第一項(同項第一号及び第五号に係る部分に限る。))の規定による通知
第二百三十六條第三号中「第二百六十九條第二項」を「第二百六十七條第五項、第二百六十九條第二項」に改める。

附則第五條第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。
附則第三十八條第三項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。
附則第六十一條に後段として次のように加える。

この場合において、なお従前の例によることとされる旧法第九十條第二項に規定する主務大臣は、内閣総理大臣とする。
附則第六十二條に後段として次のように加える。
この場合において、なお従前の例によることとされる旧法第八十九條第二項に規定する主務大臣は、内閣総理大臣とする。
附則第七十五條第二項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

平成九年六月十六日 参議院會議録第三十六号

金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

三四

附則第七十八條第一項に後段として次のように加える。

この場合において、なお従前の例によることとされる同条の規定により同条の書類を提出しなければならない先は、内閣総理大臣とする。

附則第七十九條中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

附則第八十三條に後段として次のように加える。

この場合において、なお従前の例によることとされる同項の規定により同項の事業の報告書を提出しなければならない先は、内閣総理大臣とする。

附則第七十七條中「大蔵大臣の免許及び新法第八十五條第一項の大蔵大臣」を「内閣総理大臣の免許及び新法第八十五條第一項の内閣総理大臣」に改める。

附則第七十五條第一項に後段として次のように加える。

この場合において、なおその効力を有するものとされる旧募集取締法第七條中「大蔵大臣」とあるのは、「内閣総理大臣」とする。

附則第七十五條第二項に後段として次のように加える。

この場合において、なおその効力を有するものとされる旧募集取締法第七條の三各号列記以外の部分中「大蔵大臣」とあるのは、「内閣総理大臣」とする。

附則第七十九條第一項及び第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

附則第二百一十一條中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部改正)

第五十五條 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法(平成八年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「附則第九條」を「附則第九條第一項」に改める。

第十五條第二項中「法務省」の下に、「金融監督庁」を加える。

(金融機関の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第五十六條 金融機関の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 罰則(第九十五條―第二百一十條)」を「第五章 罰則(第九十四條―第二百一十條)」に改める。

第二條第五項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第六十一條第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣(労働金庫については、内閣総理大臣及び労働大臣。第七十八條第二項において同じ)は、前項の規定により更生手続開始の申立てをすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図る

ために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。

第七十八條第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第六十一條第二項の規定は、内閣総理大臣が前項の規定によりする破産の申立てについて準用する。

第五章の次に次の一章を加える。

第五節の二 雑則

(金融監督庁長官への権限の委任)

第九十四條の二 内閣総理大臣は、この法律による権限(第七十八條第一項の規定による破産の申立てを除く)を金融監督庁長官に委任する。

(農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部改正)

第五十七條 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律(平成八年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第十條に次の一項を加える。

4 内閣総理大臣は、第一項の認可をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

第二十六條の見出しを「(主務大臣等)」に改め、同条中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く)を金融監督庁長官に委任する。

(日本銀行法の一部改正)

第五十八條 日本銀行法(平成九年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第三十七條第二項中「届け出を」を「届け出るとともに、金融監督庁長官に通知し」に改める。

第三十八條第一項中「金融機関の業務又は財産その他の状況に照らし」を「銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五十七條の二の規定その他の法令の規定による内閣総理大臣との協議に基づき」に改め、「当該」の下に「協議に係る」を加える。

第四十四條第三項中「大蔵大臣」を「金融監督庁長官」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、金融監督庁設置法(平成九年法律第七号)の施行の日から施行する。

(大蔵大臣等がした処分等に関する経過措置)

第二條 この法律による改正前の担保附信託法、信託法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、証券投資信託法、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、外国為替銀行法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、預

金保険法、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証券の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律又は日本銀行法(以下「旧担保附社債信託法」という。)の規定により大蔵大臣その他の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、証券投資信託法、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、外国為替銀行法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、金融機関

の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、預金保険法、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証券の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律又は日本銀行法(以下「新担保附社債信託法」という。)の相当規定に基づいて、内閣総理大臣その他の相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧担保附社債信託法等の規定により大蔵大臣その他の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づいて、内閣総理大臣その他の相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 旧担保附社債信託法等の規定により大蔵大臣その他の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないもの

については、これを、新担保附社債信託法等の相当規定により内閣総理大臣その他の相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新担保附社債信託法等の規定を適用する。

(大蔵省令等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際効力を有する旧担保附社債信託法等の規定に基づく命令は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づく命令としての効力を有するものとする。

(自動車損害賠償保障法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 従前の大蔵省の自動車損害賠償責任保険審議会は、金融監督庁の自動車損害賠償責任保険審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に大蔵省の自動車損害賠償責任保険審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、この法律による改正後の自動車損害賠償保障法第三十五条第一項又は第二項の規定により、金融監督庁の自動車損害賠償責任保険審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、同日における大蔵省の自動車損害賠償責任保険審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六条 附則第二条から前条までに定めるものの

ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年六月十六日

行財政改革・税制等に関する特別委員長 遠藤 要

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、行政改革の一環として特殊法人の財務内容の公開の推進に資するため、財務諸表等の作成、公告及び一般の閲覧等について関係規定の整備を行うおとするものであって、妥当な措置と認める。

二、費用
本法律施行のため、別に費用を要しない。

特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成九年六月五日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律案

特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律

目次

- 第一章 総理府関係(第一条 第十四条)
- 第二章 外務省関係(第十五条 第十六条)
- 第三章 大蔵省関係(第十七条 第十九条)
- 第四章 文部省関係(第二十条 第二十八条)
- 第五章 厚生省関係(第二十九条 第三十四条)
- 第六章 農林水産省関係(第三十五条 第四十一条)
- 第七章 通商産業省関係(第四十二条 第五十条)
- 第八章 運輸省関係(第五十一条 第五十九条)
- 第九章 郵政省関係(第六十条 第六十一条)
- 第十章 労働省関係(第六十二条 第六十六条)
- 第十一章 建設省関係(第六十七条 第七十二条)

附則

第一章 総理府関係

(北方領土問題対策協会法の一部改正)

第一条 北方領土問題対策協会法(昭和四十四年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二十二條に次の一項を加える。

3 協会は、前項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、第十九条各号(第四号を除く。)に規定する業務(以下この項において「一般業務」という。)に係る貸借対照表及び損益計算書(以下この項において「貸借対照表等」という。)を官報に公告し、かつ、

貸借対照表等、一般業務に係る附属明細書及び事業報告書、同項の決算報告書並びに貸借対照表等及び同項の決算報告書に関する監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部改正)

第二条 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第九条の見出し中「の作成及び提出を削り、同条第一項中「作成し」の下に、これに関する監事の意見を付けて」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 協会は、前項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、同項の貸借対照表及び損益計算書を官報に公告し、かつ、財務諸表、貸付業務に係る附属明細書及び事業報告書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(海外経済協力基金法の一部改正)

第三条 海外経済協力基金法(昭和三十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十八條の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第一項中「次項を」の条に改め、同条第二項中「これに」の下に「当該事業年度の業務報告書及び」を加え、「当該事業年度の業務報告書及び」を削り、「つけなければならないを」付けなければならないに改め、同条に次の一項を加える。

3 基金は、第一項の規定による経済企画庁長官の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の業務報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、総理府令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(国民生活センター法の一部改正)

第四条 国民生活センター法(昭和四十五年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第二項中「これに」の下に「当該事業年度の業務報告書及び」を加え、「当該事業年度の業務報告書及び」を削り、「添付」を「添付」に改め、同条に次の一項を加える。

3 センターは、第一項の規定による経済企画庁長官の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の業務報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、総理府令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(理化学研究所法の一部改正)

第五条 理化学研究所法(昭和三十三年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第二十七條の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 研究所は、第一項の規定による内閣総理大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明

細書及び事業報告書並びに前項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、総理府令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(科学技術振興事業団法の一部改正)

第六条 科学技術振興事業団法(平成八年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三十七條の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第三項中「及び決算報告書を各事務所に備えて置かなければならないを、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、総理府令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない」に改める。

(宇宙開発事業団法の一部改正)

第七条 宇宙開発事業団法(昭和四十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第二十八條の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第一項中「次項を」以下この条に改め、同条に次の一項を加える。

3 事業団は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(動力炉・核燃料開発事業団法の一部改正)

第八条 動力炉・核燃料開発事業団法(昭和四十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十九條の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条に次の一項を加える。

(国際協力事業団法の一部改正)

第十六条 国際協力事業団法(昭和四十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条に次の一項を加える。

4 事業団は、第一項の規定による外務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書を並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、外務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

第三章 大蔵省関係

(公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正)

第十七条 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条の見出し中「作製、提出及び公告」を「作成、提出等」に改め、同条第二項中「作製」を「作成」に、「附してを」付してに改め、同条第二項中「その財務諸表を公告しなければならない」とを、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び業務報告書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、大蔵省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項に規定する附属明細書及び業務報告書に記載すべき事項は、大蔵省令で定める。

第十九条の見出し中「作製、提出及び送付」を「作成、提出等」に改め、同条第一項中「作製」を

「作成」に、「附しを」付してに改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 公庫は、第一項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、同項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、大蔵省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(日本輸出入銀行法の一部改正)

第十八条 日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

第三十五条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第二項中「その財務諸表を公告し、且つ、各事務所に備え置かなければならない」を「遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、大蔵省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない」に改め、同条に次の二項を加える。

3 日本輸出入銀行は、決算を完結したときは、遅滞なく、当該事業年度の業務報告書を、各事務所に備えて置き、大蔵省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

4 第二項に規定する附属明細書及び前項に規定する業務報告書に記載すべき事項は、大蔵省令で定める。

第三十七条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 日本輸出入銀行は、第一項の規定による決算報告書の提出をしたときは、遅滞なく、同

項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、大蔵省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(日本開発銀行法の一部改正)

第十九条 日本開発銀行法(昭和二十六年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第二項中「その財務諸表を公告し、且つ、各事務所に備え置かなければならない」を「遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、大蔵省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない」に改め、同条に次の二項を加える。

3 日本開発銀行は、決算を完結したときは、遅滞なく、当該事業年度の業務報告書を、各事務所に備えて置き、大蔵省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

4 第二項に規定する附属明細書及び前項に規定する業務報告書に記載すべき事項は、大蔵省令で定める。

第三十五条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 日本開発銀行は、第一項の規定による決算報告書の提出をしたときは、遅滞なく、同項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、大蔵省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

第四章 文部省関係

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第二十条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十

八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第四十条第四項中「同項の財務諸表を官報に公告し、且つ、各事務所に備えて置かなければならない」を、「財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び業務報告書並びに同項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、文部省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない」に改める。

(放送大学学園法の一部改正)

第二十一条 放送大学学園法(昭和五十六年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第一項中「これ」の下に「当該事業年度の業務報告書及び」を加え、「当該事業年度の決算報告書」を「決算報告書(以下この条において「業務報告書」という。)」に改め、同条第二項中「決算報告書」を「業務報告書等」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 学園は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び業務報告書等並びに同項の監事の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(国立教育会館法の一部改正)

第二十二條 国立教育会館法(昭和三十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第一項中「以下」の下に「この条におい

てを、「これに」の下に「当該事業年度の業務報告書及び」を、「決算報告書」の下に「(以下この条において「業務報告書等」という。))」を加え、「つて」を「付けて」に改め、同条第二項中「決算報告書」を「業務報告書等」に、「つて」を「付けて」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 教育会館は、第一項の規定による文部大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び業務報告書等並びに同項の監事の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、文部省令で定める期間、一般の閲覧に供しななければならない。

(日本育英会法の一部改正)

第二十三条 日本育英会法(昭和五十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第三十条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第一項中「これに」の下に「当該事業年度の業務報告書及び」を加え、「当該事業年度の決算報告書」を「決算報告書(以下この条において「業務報告書等」という。))」に改め、同条第二項中「決算報告書」を「業務報告書等」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 育英会は、第一項の規定による文部大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び業務報告書等並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、文部省令で定める期間、一般の閲覧に供しななければならない。

(日本私学振興財団法の一部改正)

第二十四条 日本私学振興財団法(昭和四十五年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第一項中「これに」の下に「当該事業年度の業務報告書及び」を加え、「当該事業年度の決算報告書」を「決算報告書(次項において「業務報告書等」という。))」に、「つて」を「付けて」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 財団は、前項の規定による文部大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び業務報告書等並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、文部省令で定める期間、一般の閲覧に供しななければならない。

(日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正)

第二十五条 日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第三十条第三項中「及び附属明細書並びに業務報告書等を各事務所に備えて置かなければならない」を、「附属明細書及び業務報告書等並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、文部省令で定める期間、一般の閲覧に供しななければならない」に改める。

(日本学術振興会法の一部改正)

第二十六条 日本学術振興会法(昭和四十二年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「及び附属明細書並びに

業務報告書等を事務所に備えて置かなければならない」を、「附属明細書及び業務報告書等並びに同項の監事の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、文部省令で定める期間、一般の閲覧に供しななければならない」に改める。

(日本体育・学校健康センター法の一部改正)

第二十七条 日本体育・学校健康センター法(昭和六十年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十一条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第一項中「これに」の下に「当該事業年度の業務報告書及び」を加え、「当該事業年度の決算報告書」を「決算報告書(以下この条において「業務報告書等」という。))」に改め、同条第二項中「決算報告書」を「業務報告書等」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 センターは、第一項の規定による文部大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び業務報告書等並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、文部省令で定める期間、一般の閲覧に供しななければならない。

(日本芸術文化振興会法の一部改正)

第二十八条 日本芸術文化振興会法(昭和四十一年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第一項中「これに」の下に「当該事業年度の業務報告書及び」を、「決算報告書」の下に「(次項において「業務報告書等」という。))」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 振興会は、前項の規定による文部大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び業務報告書等並びに同項の監事の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、文部省令で定める期間、一般の閲覧に供しななければならない。

第五章 厚生省関係

(心身障害者福祉協会法の一部改正)

第二十九条 心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条中「損益計算書」の下に「(次項において「財務諸表」という。))」を、「これに」の下に「当該事業年度の業務報告書及び」を加え、「つて」を「付けて」に改め、同条に次の一項を加える。

2 協会は、前項の規定による厚生大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに同項の業務報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、厚生省令で定める期間、一般の閲覧に供しななければならない。

第三十二条第二号中「第二十二條を」第二十二條第一項に改める。

(社会福祉・医療事業団法の一部改正)

第三十条 社会福祉・医療事業団法(昭和五十九年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第四項中「及び決算報告書を各事務所に備えて置かなければならない」を、「決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、厚生省令で定める期間、一般の閲覧に供しななければならない」に改める。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第三十一条 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「その財産目録及び事業状況報告書を公告し、且つ、これを定款とともに各事務所に備えて置かなければならない」を「遅滞なく、第十三条第一項から第三項までに規定する業務に関する財産目録、事業状況報告書、貸借対照表及び損益計算書(以下この項において「財産目録等」という。)又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、財産目録等及び附属明細書並びに財産目録等に関する監事の意見書を、定款とともに各事務所に備えて置き、厚生省令で定める期間、一般の閲覧に供しななければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する事業状況報告書及び前項に規定する附属明細書に記載すべき事項は、厚生省令で定める。

(老人保健法の一部改正)

第三十二条 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第七十条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 基金は、第一項の規定による厚生大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表又はその要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備えて置き、厚生省令で定める期間、一般の閲覧に供しななければならない。

(介護保険法の一部改正)

第三十三条 介護保険法(平成九年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条第三項中「及び決算報告書を各事務所に備えて置かなければならない」を「決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備えて置き、厚生省令で定める期間、一般の閲覧に供しななければならない」に改める。

(年金福祉事業団法の一部改正)

第三十四条 年金福祉事業団法(昭和三十一年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第二項中「これに」の下に「当該事業年度の業務報告書及び」を加え、「当該事業年度の」を削り、「添附」を「添付」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 事業団は、第一項の規定による厚生大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を官報に公

告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の業務報告書、決算報告書及び監事の意見書を、事務所に備えて置き、厚生省令で定める期間、一般の閲覧に供しななければならない。

第六章 農林水産省関係

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第三十五条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第六十九条第四項中「を公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならない」を「又はその要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び事業報告書並びに第二項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、農林水産省令で定める期間、一般の閲覧に供しななければならない」に改める。

(農用地整備公団法の一部改正)

第三十六条 農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 公団は、第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表又はその要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、農林水産省令で

定める期間、一般の閲覧に供しなならない。

(農業青年基金法の一部改正)

第三十七条 農業青年基金法(昭和四十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第八十七条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 基金は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表又はその要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しななければならない。

(農畜産業振興事業団法の一部改正)

第三十八条 農畜産業振興事業団法(平成八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第三項中「及び決算報告書を各事務所に備えて置かなければならない」を「決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、農林水産省令で定める期間、一般の閲覧に供しななければならない」に改める。

(競馬法の一部改正)

第三十九条 競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の二十六の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 協会は、第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表又はその要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、農林水産省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(日本中央競馬会法の一部改正)

第四十条 日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第三十条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 競馬会は、第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表又はその要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、農林水産省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

第三十条に次の一項を加える。

4 第二項に規定する事業報告書及び前項に規定する附属明細書に記載すべき事項は、農林水産省令で定める。

(森林開発公団法の一部改正)

第四十一条 森林開発公団法(昭和三十一年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第三十二条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第一項中「二月」を「一月」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 公団は、第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表又はその要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び業務報告書並びに前項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、農林水産省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

第七章 通商産業省関係

(アジア経済研究所法の一部改正)

第四十二条 アジア経済研究所法(昭和三十五年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の見出しを「(貸借対照表等)」に改め、同条中「損益計算書」の下に、「業務報告書」を加え、「附して」を「付して」に改め、同条に次の一項を加える。

2 研究所は、前項の規定による通商産業大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、貸借対照表、損益計算書、附属明細書、業務報告書及び決算報告書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、通商産業省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

第二十七条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第三十八条第二号中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改める。

(日本貿易振興会法の一部改正)

第四十三条 日本貿易振興会法(昭和三十三年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の見出しを「(貸借対照表等)」に改め、同条中「損益計算書」の下に、「業務報告書」を加え、「附して」を「付して」に改め、同条に次の一項を加える。

2 振興会は、前項の規定による通商産業大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、貸借対照表、損益計算書、附属明細書、業務報告書及び決算報告書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、通商産業省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

第三十四条第二号中「第二十五条」を「第二十五条第一項」に改める。

(自転車競技法の一部改正)

第四十四条 自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二十三に次の二項を加える。
日本自転車振興会は、前項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を官報に公告

し、かつ、財産目録、貸借対照表、損益計算書、附属明細書及び事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する監事の意見を、各事務所に備えて置き、命令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

第一項に規定する事業報告書及び前項に規定する附属明細書に記載すべき事項は、命令で定める。

第十三条の十七中「並びに第十二条の二十一、第十二条の二十四まで」を、「第十二条の二十一、第十二条の二十二、第十二条の二十三並びに第十二条の二十四」に改める。

第二十九条第四号中「第十二条の二十三」を「第十二条の二十三第一項」に改める。

(小型自動車競走法の一部改正)

第四十五条 小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二十三に次の一項を加える。

2 日本小型自動車振興会は、前項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、財産目録、貸借対照表、損益計算書、附属明細書及び事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する監事の意見を、各事務所に備えて置き、命令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

第二十條の十七中、並びに第十九條の二十一から第十九條の二十四までを、第十九條の二十一、第十九條の二十二、第十九條の二十三、並びに第十九條の二十四に改める。 第三十四條第四号中「第十九條の二十三」を「第十九條の二十三第一項」に改める。 〔石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一部改正〕 第四十六條 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。 第四十四條第三項中「及び決算報告書を各事務所に備えて置かなければならない」を、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、通商産業省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない」に改める。	置き、通商産業省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。 〔石油公団法の一部改正〕 第四十八條 石油公団法(昭和四十二年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。 第二十三條の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第三項を次のように改める。 3 公団は、第一項の規定による通商産業大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、通商産業省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。	〔商工組合中央金庫法の一部改正〕 第五十條 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。 第二十三條中「第二十九條乃至」を「第二十九條、第二十九條ノ二、第三十一條ノ二」に改め、「同法第三十條第一項中貸借対照表トアルハ之ヲ貸借対照表、損益計算書トシ剰余金処分案トアルハ之ヲ剰余金処分案又ハ損失処理案トシ同法第三十一條中求ムベシトアルハ之ヲ求メ承認アリタルトキハ遅滞ナク貸借対照表及損益計算書ヲ公告スベシトシ」を削る。 第三十九條ノ二を第三十九條ノ三とし、第三十九條の次に次の一條を加える。 第三十九條ノ二 理事長ハ通常總會ノ会日ヨリ一週間前ニ財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及剰余金処分案又ハ損失処理案ヲ監事ニ提出シ且此等ヲ主タル事務所ニ備フベシ 出資者及商工組合中央金庫ノ債権者ハ前項ニ掲ゲタル書類ノ閲覧ヲ求ムルコトヲ得 理事長ハ第一項ニ掲ゲタル書類及監事ノ意見書ヲ通常總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムベシ 商工組合中央金庫ハ前項ノ承認アリタルトキハ遅滞ナク貸借対照表及損益計算書又ハ此等ノ要旨ヲ官報ニ公告シ且財産目録、貸借対照表、損益計算書、附属明細書及事業報告書並ニ同項ノ監事ノ意見書ヲ各事務所ニ備置キ命令ヲ以テ定ムル期間此等ヲ公衆ノ縦覧ニ供ス	ベシ 第一項ニ規定スル事業報告書及前項ニ規定スル附属明細書ニ記載スベキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム 第四十條ノ二第一項第五号及び第五十一條第一号中「第三十九條ノ二第一項」を「第三十九條ノ三第一項」に改める。 第五十二條第三号中「本法」の下に「第三十九條ノ二第四項及を加える。 第八章 運輸省関係 〔運輸施設整備事業団法の一部改正〕 第五十一條 運輸施設整備事業団法(平成九年法律第 号)の一部を次のように改正する。 第二十七條第三項中「及び決算報告書を各事務所に備えて置かなければならない」を、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、運輸省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない」に改める。 〔国際観光振興会法の一部改正〕 第五十二條 国際観光振興会法(昭和三十四年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。 第二十九條第二項中「ときは」の下に「これに当該事業年度の事業報告書及び」を加え、「当該事業年度の」を削り、「添附」を「添付」に改め、同条第三項を次のように改める。 3 振興会は、第一項の規定による運輸大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細
〔金属鉱業事業団法の一部改正〕 第四十七條 金属鉱業事業団法(昭和三十八年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。 第二十三條の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条に次の一項を加える。 3 事業団は、第一項の規定による通商産業大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて	置き、通商産業省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。 〔中小企業事業団法の一部改正〕 第四十九條 中小企業事業団法(昭和五十五年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。 第二十六條の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第三項を次のように改める。 3 事業団は、第一項の規定による通商産業大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、通商産業省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。	〔商工組合中央金庫法の一部改正〕 第五十條 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。 第二十三條中「第二十九條乃至」を「第二十九條、第二十九條ノ二、第三十一條ノ二」に改め、「同法第三十條第一項中貸借対照表トアルハ之ヲ貸借対照表、損益計算書トシ剰余金処分案トアルハ之ヲ剰余金処分案又ハ損失処理案トシ同法第三十一條中求ムベシトアルハ之ヲ求メ承認アリタルトキハ遅滞ナク貸借対照表及損益計算書ヲ公告スベシトシ」を削る。 第三十九條ノ二を第三十九條ノ三とし、第三十九條の次に次の一條を加える。 第三十九條ノ二 理事長ハ通常總會ノ会日ヨリ一週間前ニ財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及剰余金処分案又ハ損失処理案ヲ監事ニ提出シ且此等ヲ主タル事務所ニ備フベシ 出資者及商工組合中央金庫ノ債権者ハ前項ニ掲ゲタル書類ノ閲覧ヲ求ムルコトヲ得 理事長ハ第一項ニ掲ゲタル書類及監事ノ意見書ヲ通常總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムベシ 商工組合中央金庫ハ前項ノ承認アリタルトキハ遅滞ナク貸借対照表及損益計算書又ハ此等ノ要旨ヲ官報ニ公告シ且財産目録、貸借対照表、損益計算書、附属明細書及事業報告書並ニ同項ノ監事ノ意見書ヲ各事務所ニ備置キ命令ヲ以テ定ムル期間此等ヲ公衆ノ縦覧ニ供ス	ベシ 第一項ニ規定スル事業報告書及前項ニ規定スル附属明細書ニ記載スベキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム 第四十條ノ二第一項第五号及び第五十一條第一号中「第三十九條ノ二第一項」を「第三十九條ノ三第一項」に改める。 第五十二條第三号中「本法」の下に「第三十九條ノ二第四項及を加える。 第八章 運輸省関係 〔運輸施設整備事業団法の一部改正〕 第五十一條 運輸施設整備事業団法(平成九年法律第 号)の一部を次のように改正する。 第二十七條第三項中「及び決算報告書を各事務所に備えて置かなければならない」を、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、運輸省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない」に改める。 〔国際観光振興会法の一部改正〕 第五十二條 国際観光振興会法(昭和三十四年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。 第二十九條第二項中「ときは」の下に「これに当該事業年度の事業報告書及び」を加え、「当該事業年度の」を削り、「添附」を「添付」に改め、同条第三項を次のように改める。 3 振興会は、第一項の規定による運輸大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細

書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備えて置き、運輸省令で定める期間、一般の閲覧に供しなればならない。

(日本国有鉄道清算事業団法の一部改正)

第五十三條 日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第三十八條の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第三項中「前項の事業報告書を各事務所に備えて置かなければならない」を「附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなればならない」に改める。

(帝都高速度交通営団法の一部改正)

第五十四條 帝都高速度交通営団法(昭和十六年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三十二條ノ二第一項中「予算及決算二関スル書類を」収支予算、事業計画及資金計画ニ関スル書類並ニ貸借対照表、損益計算書及命令ヲ以テ定ムル事項ヲ記載シタル事業報告書」に改め、同条第二項を次のように改める。

帝都高速度交通営団ハ前項ノ規定ニ依リ同項ノ書類ヲ提出シタルトキハ遅滞ナク貸借対照表及損益計算書又ハ之等ノ要旨ヲ官報ニ公告シ且同項ノ書類及附属明細書並ニ貸借対照表

及損益計算書二関スル監事ノ意見書ヲ各事務所ニ備置キ命令ヲ以テ定ムル期間之等ヲ一般ノ閲覧ニ供スベシ

(日本鉄道建設公団法の一部改正)

第五十五條 日本鉄道建設公団法(昭和三十九年法律第三号)の一部を次のように改正する。

第二十七條の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第三項中「各事務所に備えて置かなければならない」を「財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、運輸省令で定める期間、一般の閲覧に供しなればならない」に改める。

(鉄道整備基金法の一部改正)

第五十六條 鉄道整備基金法(平成三年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六條の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第三項中「前項の事業報告書を各事務所に備えて置かなければならない」を「附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、運輸省令で定める期間、一般の閲覧に供しなればならない」に改める。

(船舶整備公団法の一部改正)

第五十七條 船舶整備公団法(昭和三十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四條の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 公団は、第一項の規定による運輸大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び事業報告書並びに前項の決算報告書及び監事の意見書を、事務所に備えて置き、運輸省令で定める期間、一般の閲覧に供しなればならない。

(モーターボート競走法の一部改正)

第五十八條 モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の七の次に次の一条を加える。

(財務諸表等)

第二十二條の七の二 振興会は、毎事業年度経過後二月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書(次項において「財務諸表」という。)並びに事業報告書を作成し、運輸大臣に提出しなければならない。

2 振興会は、前項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び同項の事業報告書並びに財務諸表に関する監事の意見書を、各事務所に備えて置き、運輸省令で定める期間、一般の閲覧に供しなればならない。

第二十二條の八中「から第五項まで」を「及び第四項」に改める。

第四十條中「左の」を「次の」に改め、同条第二

号中「及び第二十二條の八」を削り、「含む。」の下に「又は第二十二條の七の二第一項を加える。」

(新東京国際空港公団法の一部改正)

第五十九條 新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第一百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十七條の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第三項中「及び決算報告書を各事務所に備えて置かなければならない」を「決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、運輸省令で定める期間、一般の閲覧に供しなればならない」に改める。

第九章 郵政省関係

(簡易保険福祉事業団法の一部改正)

第六十條 簡易保険福祉事業団法(昭和三十七年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十三條の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 事業団は、第一項の規定による郵政大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び事業報告書並びに前項の決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備えて置き、郵政省令で定める期間、一般の閲覧に供しなればならない。

(放送法の一部改正)

第六十一條 放送法(昭和二十五年法律第三十

二号)の一部を次のように改正する。

第三十八条の見出しを「(業務報告書の提出等)」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 協会は、第一項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、同項の書類を、各事務所に備えて置き、郵政省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

第四十条の見出しを「(貸借対照表等の提出等)」に改め、同条第一項中「(以下この条において「財務諸表」という。)」を削り、同条第四項を次のように改める。

4 協会は、第一項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告し、かつ、同項の書類を、各事務所に備えて置き、郵政省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

第十章 労働省関係

(日本労働研究機構法の一部改正)

第六十二条 日本労働研究機構法(昭和三十三年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第二十九条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第二項中「ときは、」の下に「これに当該事業年度の業務報告書及び」を加え、「当該事業年度の」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 機構は、第一項の規定による労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及

び損益計算書又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の業務報告書、決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備えて置き、労働省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(雇用促進事業団法の一部改正)

第六十三条 雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第一項中「二月を」一月に改め、同条第二項中「ときは、」の下に「これに当該事業年度の業務報告書及び」を加え、「当該事業年度の」を削り、「添付」を「添付」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 事業団は、第一項の規定による労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の業務報告書、決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備えて置き、労働省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(中小企業退職金共済法の一部改正)

第六十四条 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第五十条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、

同条第一項中「二月を」一月に改め、同条第二項中「これに」の下に「当該事業年度の業務報告書及び」を加え、「当該事業年度の」を削り、「添付」を「添付」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 事業団は、第一項の規定による労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の業務報告書、決算報告書及び監事の意見書を、その事務所に備えて置き、労働省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

第六十五条 中小企業退職金共済法の一部を次のように改正する。

第七十四条第三項中「及び決算報告書を各事務所に備えて置かなければならない」を、「決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備えて置き、労働省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない」に改める。

(労働福祉事業団法の一部改正)

第六十六条 労働福祉事業団法(昭和三十三年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第二項中「これに」の下に「当該事業年度の業務報告書及び」を加え、「当該事業年度の」を削り、同条に次の一項を加える。

3 事業団は、第一項の規定による労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の業務報告書、決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備えて置き、労働省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

第十一章 建設省関係

(首都高速道路公団法の一部改正)

第六十七条 首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十五条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第一項中「二月を」一月に改め、同条第三項中「各事務所に備えて置かなければならない」を「財務諸表、附属明細書及び事業報告書並びに前項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、建設省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない」に改め、同条第四項中「及び」の下に「第二項の」を加える。

(阪神高速道路公団法の一部改正)

第六十八条 阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第三項中「各事務所に備えて置かなけ

ればならないを、財務諸表、附属明細書及び事業報告書並びに前項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、建設省令で定める期間、一般の閲覧に供しなればならないに改め、同条第四項中「及び」の下に「第二項」を加える。

(日本道路公団法の一部改正)

第六十九条 日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第一項中「二月」を「一月」に改め、同条第三項中「各事務所に備えて置かなければならないを」財務諸表、附属明細書及び事業報告書並びに前項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、建設省令で定める期間、一般の閲覧に供しなればならないに改める。

(本州四国連絡橋公団法の一部改正)

第七十条 本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第三十六条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第三項中「及び決算報告書を各事務所に備えて置かなければならないを」、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、建設省令で定める期間、一般の閲覧に供しなればならないに改める。

(日本勤労者住宅協会法の一部改正)

第七十一条 日本勤労者住宅協会法(昭和四十一年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 協会は、第一項の規定により財務諸表を提出したときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の業務報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、建設省令で定める期間、一般の閲覧に供しなればならない。

第四十三条第四号中「第三十条」を「第三十条第一項又は第二項」に改める。

(住宅・都市整備公団法の一部改正)

第七十二条 住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五十二条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第一項中「二月」を「一月」に改め、同条第三項中「各事務所に備えて置かなければならないを」財務諸表、附属明細書及び事業報告書並びに前項の決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備えて置き、建設省令で定める期間、一般の閲覧に供しなればならないに改め、同条第四項中「及び」の下に「第二項」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十五条の規定 平成十年一月一日
- 二 第六十五条の規定 平成十年四月一日
- 三 第三十三条の規定 平成十二年一月一日
- 四 第五十一条の規定 運輸施設整備事業団法附則第一条ただし書に規定する政令で定める日

(経過措置)

- 第二条 第一条から第五条まで、第七条から第二十四条まで、第二十六条から第三十二条まで、第三十四条から第三十七条まで、第三十九条、第四十一条から第五十条まで、第五十二条から第六十四条まで及び第六十六条から第七十二条までの規定による改正後の法律の規定は、平成八年四月一日に始まる事業年度に係る当該法律の規定に規定する書類(第十八条の規定による改正後の日本輸出入銀行法第三十五条第二項及び第十九条の規定による改正後の日本開発銀行法第三十三条第二項に規定する書類のうち、平成八年四月から九月までの半期に係るものを除く。)から適用する。
- 2 第六条の規定による改正後の科学技術振興事業団法第三十七条第三項の規定は、同法附則第十一条に規定する事業年度に係る同項に規定する書類から適用する。

る書類から適用する。

3 第三十八条の規定による改正後の農畜産業振興事業団法第三十四条第三項の規定は、同法附則第十一条に規定する事業年度に係る同項に規定する書類から適用する。

4 第四十条の規定による改正後の日本中央競馬会法第三十条第三項及び第四項の規定は、平成九年一月一日に始まる事業年度に係る同条第三項及び第四項に規定する書類から適用する。

(炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法の一部改正)

第三条 炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法(昭和三十四年法律第百九十九号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「第二十四条第一項及び第二項」を「第二十四条第一項から第三項まで」に改め、「同法」の下に「第二十四条第三項」を加える。

(旧日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法の一部改正)

第四条 旧日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法(昭和六十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第三項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「並びに」を「及び」に改め、「同法」の下に「第二十四条第三項」を加える。

平成九年六月十八日 参議院会議録第三十八号

質問主意書及び答弁書

四六

(協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正)

第五条 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第二号中「第三十九条ノ二第一項を」第三十九条ノ三第一項に改める。

飯能中央病院問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成九年六月二日

山下 栄一

参議院議長 斎藤 十朗殿

飯能中央病院問題に関する質問主意書

石井環境庁長官が昭和五十年より昨年十一月まで、およそ二十一年間にわたり理事長を務めていた医療法人橋会「飯能中央病院」所在地・埼玉県飯能市稲荷町十二七七について、医療従事者の不足問題、スプリングラーの設置義務違反問題、アスベスト放置問題など、不適切な経営実態が明らかになってきた。

去る四月十六日の参議院環境特別委員会、五月二日の同決算委員会において、私及び同僚委員が質問した諸問題に対し、五月二十一日の同環境特別委員会において、石井環境庁長官から報告がな

されたところであるが、現に環境行政のトップにあり、また、人の生命に関わる病院経営をなされていた石井長官の報告としては、なお不充分であり、かつ不透明であるとの認識に立ち、以下、政府に対し質問する。

一、飯能中央病院に対する医療監視による立入り検査の実施について、本年を含む過去十年間に立入り検査を行った年月日、及びその回数、並びにそれぞれの立入り検査の結果、改善を要求された事項を明らかにされたい。

二、同病院の調剤室で薬剤師四名と、無資格者一名の計五名でローテーションを組んでいた問題で、無資格者が調剤した事実の有無について厚生省はどのように認識しているか。

三、同病院の本年を含めた過去三年間の看護婦数について、診療報酬算定に基づく届出及び医療法に基づく届出における正看護婦、准看護婦及び看護補助員別内訳数、また、それぞれの常勤、非常勤別の内訳数について、明らかにされたい。

四、平成九年一月十八日に同病院で起こった患者のベッドからの転落事故に関し、当日の看護日誌に当該事故についての記載がなかった事、また事故発生から午前五時に看護婦が主治医に連絡を取るまでの当直医師の行動について、どのように把握し、認識しているか。

五、平成五年、平成七年及び平成八年に行われた同病院のアスベスト工事の内容について、所管

の労働基準監督署は把握しているか。また、労働安全衛生法上の届出がなされていたかどうか。

六、本年四月から行われている同病院女子寮(所在地・飯能市稲荷町十八)の解体工事について、同地域は騒音規制法に基づく指定地域とされているが、環境庁はこの解体工事の内容についてどのように把握しているか。

平成九年六月十三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員山下栄一君提出飯能中央病院問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山下栄一君提出飯能中央病院問題に関する質問に対する答弁書

御指摘の飯能中央病院に対する医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第二十五条に基づく立入検査については、本年を含めた過去五年間において平成五年一月二十六日、平成六年一月十二日、同年十二月十三日、平成七年八月十一日、同年十一月九日、平成八年十二月十二日、平成九年一月二十八日、同年四月十六日、同年四月十七日及び同年四月二十二日の十回にわた

また、埼玉県では、医療監視に関する書類の保存年限を同県の文書規程に基づき五年間としており、平成四年以前の立入検査に関する関係資料は既に廃棄されているため、その実施状況については不明である。

医療法第二十五条の規定に基づく立入検査は、構造設備、医療従事者、診療録その他の帳簿書類により病院等が同法及び関係法令に適合しているかを検査するものであるが、この検査の結果必要な場合には同法第二十四条、第二十八條及び第二十九条の規定に基づき命令等が行われることとされている。御指摘の立入検査において改善を要求した事項については、これまで薬剤師の不足等について指摘があったとの報道があるが、このような事項については、各省庁文書課長等により構成される情報公開問題に関する連絡会議の平成三年十二月十一日付け申合せ「行政情報公開基準についての12の(1)に基づき、非公開としているところであり、政府としてその内容についての答弁は差し控えた

い。

二について

厚生省は、埼玉県から、本年一月二十八日に飯能中央病院に対して立入検査を実施した際、薬剤師四名と薬局助手一名が当番制により休日の勤務を行っていたことを確認した旨の報告を受けているところである。

なお、本年一月十七日に埼玉県から飯能中央

病院に対して薬剤師のみの当番制とするよう指導を行っており、その後同病院から埼玉県に対して当該指導に基づき正した旨の報告がされていると承知している。

三について

飯能中央病院が埼玉県知事に対して行った健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年三月厚生省告示第五十四号)に基づく看護料の算定に係る届出における看護婦、准看護婦及び看護補助者別内訳数並びにそれぞれの常勤及び非常勤別内訳数は、平成七年一月から同年二月までの間においては、看護婦二十六・八人(うち常勤二十二・一人、非常勤四・八人)、准看護婦十六人(うち常勤十五人、非常勤一人)及び看護補助者十九・五人(うち常勤十八人、非常勤一・五人)、平成七年三月以降においては、看護婦二十一・八人(うち常勤十七人、非常勤四・八人)、准看護婦十二・二人(うち常勤八人、非常勤四・二人)及び看護補助者十九・五人(うち常勤十八人、非常勤一・五人)である。

また、医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第十三条の規定に基づき提出された病院報告の内容については、統計法(昭和二十二年法律第十八号)第十五条の二の規定により、何人も統計上の目的以外にこれを使用してはならないこと及び報告徴集の実施者が報告を求められた者を識別することができる方法でこ

れを使用してはならないこととされており、答弁は差し控えたい。

四について

御指摘の事故及び当該事故の際の当直医師の行動については、埼玉県から、病棟管理日誌に記載がなかったが、患者の診療録に添付されている看護記録には記載があることを確認している旨の報告を受けている。

五について

石綿等が吹き付けられている耐火建築物又は準耐火建築物における石綿等の除去作業の仕事であつて平成七年六月一日以後に開始されるものを行う建設業の事業者は、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第八十八条第四項及び労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第九十条第五号の二の規定により、その計画を当該仕事の開始の日の十四日前までに、所轄労働基準監督署長に届け出なければならないとされているところである。

御指摘の飯能中央病院の工事については、事業者から所轄の所沢労働基準監督署長に対して労働安全衛生法第八十八条第四項の規定に基づく届出は行われておらず、同署はその工事の内容を把握していない。

六について

御指摘の点について、環境庁において埼玉県に報告を求めたところ、同県から「飯能中央病院女子寮の解体工事として行われた作業につい

て、騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第十四条第一項に基づく届出はなされていない。飯能市の職員が当該解体工事の現場に赴いた際においては、同法の規制対象となる作業は行われていなかったと同市から報告を受けている。」との回答があつた。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目三番四号 大蔵省印刷局
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一冊 二〇〇円 送料別